

写

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成27年10月

沖縄県人事委員会

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成二十七年十月

沖縄県人事委員会

人委第458号  
平成27年10月13日

沖縄県議会議長 喜納昌春 殿  
沖縄県知事 翁長雄志 殿

沖縄県人事委員会  
委員長 玉城 健

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、一般職の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

# 目 次

別紙第1 報告 .....	1
1 職員の給与等 .....	2
2 民間の給与等 .....	4
3 職員給与と民間給与との比較 .....	7
4 物価及び生計費 .....	8
5 人事院勧告等の概要 .....	9
むすび .....	12

別紙第2 勧告 .....	20
---------------	----

## (別紙) 人事院の報告及び勧告の骨子等

給与勧告の骨子 .....	55
勤務時間に関する勧告の骨子 .....	57
公務員人事管理に関する報告の骨子 .....	58

## 参考資料

1 職員給与関係 .....	1
2 民間給与関係 .....	41
3 標準生計費及び労働経済指標 .....	59

## 別紙第 1

### 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、沖縄県職員の給与に関する条例、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与、民間の給与、人事院の給与勧告並びにその他職員の給与決定等に関する諸条件について調査検討を行ってきた。

その概要は、次のとおりである。

# 1 職員の給与等

## (1) 職員の状況

本委員会は、本年4月現在における職員の給与等の実態を把握するため、「平成27年職員給与等実態調査」を行った。

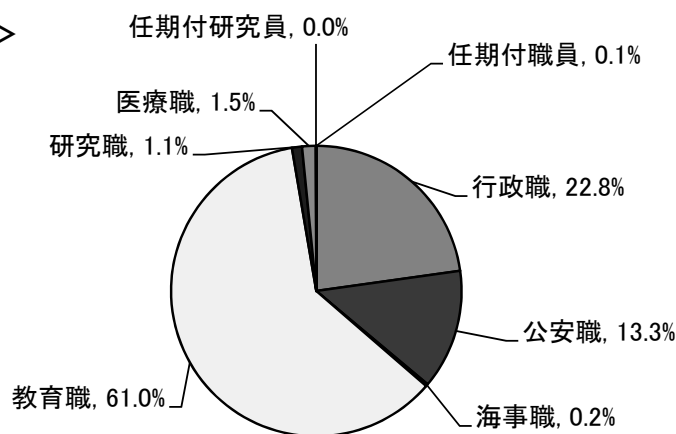
その結果、第1表に示すとおり、職員の総数は19,456人であり、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職、任期付研究員及び任期付職員について8種11給料表が適用されている。

第1表 職員の状況

(単位：人)

区分	行政職	公安職	海事職	教育職	研究職	医療職	任期付研究員	任期付職員	計
職員数	4,431	2,595	47	11,860	215	298	4	6	19,456
職員の例	一般行政職員	警察官	船員	小中高の教員	農林水産工業関係研究員	医師看護師等	招へい型任期付研究員	一般行政職員	
給料表	行政職給料表	公安職給料表	海事職給料表	教育職給料表(1)(2)(3)	研究職給料表	医療職給料表(1)(2)(3)	第1号任期付研究員給料表	行政職給料表	

### <職員の職別割合>



職員の平均像は、平均年齢41.6歳、平均経験年数18.9年、平均扶養親族数1.2人である。このうち、各給料表の基準となっている行政職給料表の適用者の平均像は、平均年齢40.2歳、平均経験年数17.3年、平均扶養親族数1.1人となっている。

また、職員全体及び行政職給料表の適用者の男女別・学歴別構成は、第2表に示すとおりである。

第2表 職員の男女別・学歴別構成

(単位：人、( )内は%)

区 分	男 性	女 性	合 計		
職員全体	10,809 (55.6)	8,647 (44.4)	19,456 (100.0)		
行政職	2,828 (63.8)	1,603 (36.2)	4,431 (100.0)		

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	合 計
職員全体	15,386 (79.1)	2,224 (11.4)	1,841 (9.5)	5 (0.0)	19,456 (100.0)
行政職	3,359 (75.8)	593 (13.4)	479 (10.8)	0 (0.0)	4,431 (100.0)

## (2) 職員の給与

本年4月における職員全体の平均給与月額、第3表に示すとおり、382,350円となっている。また、行政職給料表の適用者の平均給与月額は341,874円である。

第3表 職員の平均給与月額

(単位：円)

区 分		職 員 全 体	行 政 職
平 均 給 与 月 額		382,350	341,874
内 訳	給 料	349,972	312,315
	扶 養 手 当	10,240	9,537
	そ の 他	22,138	20,022

(注) 1 内訳は、四捨五入の関係で必ずしも給与月額計とは一致しない。

(参考資料1 職員給与関係 参照)

---

## 2 民間の給与等

---

### (1) 民間給与等の調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との比較・検討を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所を対象として、層化無作為抽出法によって139事業所を抽出のうえ、「平成27年職種別民間給与実態調査」を行った。

調査では、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。また、本年も引き続き、給与改定の状況等について調査を行った。

### (2) 調査の結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

#### ア 給与改定の状況等

##### (給与改定の状況)

第4表に示すとおり民間事業所においては、一般の従業員について、ベースアップ慣行のない事業所の割合が81.4%（昨年72.8%）となっており、ベースアップを実施した事業所の割合は11.3%（同16.8%）となっている。なお、ベースアップを中止した事業所の割合は6.8%（同10.4%）となっている。

また、第5表に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は77.0%（昨年74.9%）となっている。一方で、定期昇給を停止した事業所の割合は3.1%（同0.0%）、定期昇給制度のない事業所の割合は19.9%（同25.2%）となっている。

第4表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目			
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
一般従業員（係員）	11.3	6.8	0.5	81.4
管理職（課長級）	11.8	7.1	0.5	80.6

第5表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施				定期昇給停止	定期昇給制度なし
		定期昇給実施					
		増額	減額	変化なし			
一般従業員（係員）	80.1	77.0	24.7	7.4	44.9	3.1	19.9
管理職（課長級）	79.6	76.4	21.8	6.5	48.1	3.2	20.4

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

(初任給の状況)

新規学卒者の採用を行った事業所は、第6表に示すとおり、大学卒で38.7%（昨年25.1%）、高校卒で18.4%（同9.5%）となっており、そのうち大学卒で17.9%（同3.1%）、高校卒で25.9%（同14.2%）の事業所で、初任給は増額となっている。

第6表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学 歴	項 目	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
			初 任 給 の 改 定 状 況			
			増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒		38.7	(17.9)	(80.8)	(1.3)	61.3
高 校 卒		18.4	(25.9)	(74.1)	(0.0)	81.6

(注) 1 事務員と技術者を対象としたものである。  
2 ( ) 内は、採用がある事業所を100とした割合である。



## イ 諸手当の支給状況

### (家族手当の支給状況)

家族手当の支給状況は、第7表に示すとおり、扶養家族の構成別の手当の平均支給月額、配偶者について12,139円、配偶者と子1人について16,290円、配偶者と子2人について20,092円となっている。

第7表 民間における家族手当の支給状況

(単位:円)

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	12,139
配 偶 者 と 子 1 人	16,290
配 偶 者 と 子 2 人	20,092

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

### (特別給の支給状況)

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第8表に示すとおり、所定内給与月額の4.18月分となっている。

第8表 民間における特別給の支給状況

項 目	事務・技術等従業員	
平均所定内給与月額	下半期 (A <sub>1</sub> )	288,017 円
	上半期 (A <sub>2</sub> )	287,112 円
特別給の支給額	下半期 (B <sub>1</sub> )	591,128 円
	上半期 (B <sub>2</sub> )	610,991 円
特別給の支給割合	下半期 $\frac{B_1}{A_1}$	2.05 月分
	上半期 $\frac{B_2}{A_2}$	2.13 月分
年 間 の 平 均		4.18 月分

(注) 下半期とは平成26年8月から平成27年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(参考資料2 民間給与関係 参照)

### 3 職員給与と民間給与との比較

前記の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間においてはこれに相当する職種の者について、役職段階、学歴、年齢の給与決定要素を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、その較差を算出したところ、第9表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均707円(0.21%)下回っていた。

第9表 公民給与の較差

民間従業員給与 (A)	職員の給与 (B)	公民給与の較差 $(A) - (B) \left( \frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right)$
344,549円	343,842円	707円 (0.21%)

- (注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。  
2 公民給与の較差は、ラスパイレス方式により算定したものである。

職員給与と民間給与を比較する際の役職の対応関係は次表のとおりである。

公民比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模 500 人以上の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満の事業所	企業規模 100 人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、部長、部次長、中間職 (部長一課長間)		
8 級	課長	支店長、工場長、部長、部次長、中間職 (部長一課長間)	支店長、工場長、部長、部次長、中間職 (部長一課長間)
7 級			
6 級	課長代理、中間職 (課長一係長間)	課長	課長
5 級			
4 級	係長	課長代理、中間職 (課長一係長間)	課長代理、中間職 (課長一係長間)
3 級		係長	係長
2 級	主任、中間職 (係長一係員間)	主任、中間職 (係長一係員間)	主任、中間職 (係長一係員間)
1 級	係員	係員	係員

## 4 物価及び生計費

### (1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、第10表に示すとおり、昨年4月に比べ那覇市で0.4%、沖縄県で0.1%、全国で0.6%いずれも上昇している。

第10表 消費者物価指数

区分	平成27年4月	平成26年4月	対前年同月比（%）
那覇市	102.9	102.5	0.4
沖縄県	103.4	103.3	0.1
全国	103.7	103.1	0.6

（注）平成22年＝100とした指数である。

### (2) 標準生計費

本委員会が「家計調査」（総務省）等を基礎として算定した本年4月における那覇市の世帯人員別標準生計費は、第11表に示すとおりとなっている。

第11表 那覇市における世帯人員別標準生計費（平成27年4月分）

1人	2人	3人	4人	5人
99,500円	135,420円	155,030円	174,630円	194,250円

（参考資料3 標準生計費及び労働経済指標 参照）

---

## 5 人事院勧告等の概要

---

人事院は、本年8月6日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与に関する報告及び勧告、一般職の職員の勤務時間に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。その概要は次のとおりである。

### (1) 給与に関する報告及び勧告

ア 月例給については、本年4月分の官民比較の結果、平均1,469円(0.36%)国家公務員給与が民間給与を下回っていることから、昨年について引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおいて平成28年度以降に予定していた地域手当の支給割合の引上げの一部を実施することとしている。

また、特別給(ボーナス)についても、公務が民間を0.11月下回っていることから、0.10月分引上げることとし、その引上げ分は勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分することとしている。

そのほか、医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案した改定を行うこととしている。

イ その他の課題については、次のことについて報告を行った。

(ア) 配偶者に係る扶養手当について、民間における支給状況を踏まえ、現時点では支給要件を見直す状況にはないものとし、引き続き民間企業の動向や税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、必要な検討を行っていくこととした。

(イ) 再任用職員の給与について、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討を行っていくこととした。

ウ 給与制度の総合的見直しについては、諸手当の見直し等について段階的に実施し、平成30年4月1日に完成させることとしているが、次のことについて所要の改定を行うこととした。

(7) 地域手当の支給割合は、前述のとおり官民較差を解消するため、平成28年度以降に予定していた支給割合の段階的引上げの一部を本年4月に遡及して実施し、平成28年4月1日から、給与法に定める支給割合とする。

(イ) 単身赴任手当について、平成28年4月1日から、基礎額を4,000円引上げ、30,000円とし、加算額の限度についても、12,000円引上げ、70,000円とする。

## (2) 勤務時間に関する報告及び勧告

勤務時間については、近年のワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まりや働き方に対するニーズの多様化の状況等を踏まえ、適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充する旨の勤務時間法の改正（平成28年4月1日実施）を勧告した。

適用に当たっては、公務の運営に支障がない範囲内において、職員の申告を考慮して勤務時間を4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように割り振ることとし、適切な公務運営を確保する観点から、全員が勤務しなければならない時間帯（コアタイム）を月曜日から金曜日までの毎日5時間を設定することとした。

また、育児又は介護を行う職員については、より柔軟な勤務形態の仕組みとし、できる限り当該職員の申告通りに割り振るよう努めることとした。

## (3) 公務員人事管理に関する報告

ア 多様な有為の人材確保のため、各府省と連携して、積極的に広報し、公務の魅力を発信する。

イ 女性の採用・登用の拡大のため、より多くの優秀な女性に国家公務員試験を受験してもらえるよう誘致活動を強化するとともに、女性職員や管理職員を対象とする研修等を拡充。

ウ 国民全体の奉仕者たる国家公務員の育成のため、Off-JT等各種研修の充実に向けた具体策を検討する。

- エ 能力・実績に基づく人事管理の推進のため、人事評価結果の活用について各府省に支援・指導等を行い、苦情相談体制の一層の充実を図る。
- オ テレワークの推進のため、時間単位で利用しやすくするための措置を講ずるとともに、職員の勤務時間管理、サービス管理の在り方等引き続き検討。
- カ 超過勤務の縮減のため、事前の超過勤務命令等勤務時間管理の徹底を進め、管理職員の意識改革を含めた業務合理化等の取組をより一層推進する。
- キ 仕事と家庭の両立支援の促進のため、男性職員の両立支援制度の活用促進を図り、育児のための両立支援策等の拡充、介護休暇等の在り方について引き続き検討。
- ク 心の健康づくりの推進のため、ストレスチェック制度を導入し、職場環境改善の取組等を引き続き推進。
- ケ ハラスメント防止のため、苦情相談体制の充実を図るとともに、意識啓発をより一層の推進。
- コ 高齢層職員については、引き続き高齢期雇用の実情等の把握に努めつつ、各府省においては、計画的な人事管理に努めるとともに、再任用職員の能力及び経験の一層の活用が図られるよう受入体制の整備を進める必要。

人事院の給与勧告の骨子、勤務時間に関する勧告の骨子及び公務員人事管理に関する報告の骨子については、別紙のとおりである。

---

## む す び

---

職員の給与決定に関する基礎的諸条件については、以上述べてきたとおりである。

本委員会としては、これらの諸条件を総合的に勘案したところ、職員の給与等については、次のとおり措置する必要があると考える。

### 1 給与改定について

本委員会は、職員給与及び民間給与の実態調査の結果、月例給について、職員給与が民間給与を下回るとともに、特別給についても、職員の年間支給月数が民間の年間支給割合を下回ったこと、並びに国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告等、諸事情を総合的に勘案し、職員の給与については、国、他の都道府県及び民間の給与水準に均衡させるとともに、社会一般の情勢に適応するよう次のとおり取り扱う必要があると判断した。

#### (1) 給料表

給料表（教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。）については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じて改定する必要がある。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行う必要がある。

#### (2) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

#### (3) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.20月分とする必要がある。

支給月数の引上げ分は、本年度については、12月期の勤勉手当を0.10月分引き上げ、平成28年度以降においては6月期及び12月期の勤

勉手当が均等になるよう配分することとする。

また、再任用職員、大学の学長並びに一般職の任期付研究員及び任期付職員についても、この改定との均衡を考慮した措置を行う必要がある。

#### (4) 地域手当

地域手当の支給割合については、平成30年3月31日までの間は、沖縄県職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）で定める割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合としており、本年度は国に準じた支給割合に改定し、平成28年度以降は給与条例に定める支給割合とする。

#### (5) 単身赴任手当

単身赴任手当の基礎額については、平成28年4月1日から、4,000円引き上げ、30,000円とする。

また、単身赴任手当の加算額の限度額についても、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から、12,000円引き上げ、70,000円とする。

#### (6) その他の課題

特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）については、離島その他の生活に著しく不便な地に所在する公署（以下「特地公署」という。）ごとにそれぞれ級地区分が定められているが、本委員会としては、社会経済情勢の変化を踏まえた上で、国や他都道府県の状況も勘案し、必要な検討を行うこととする。

## 2 公務運営に関する課題について

### (1) 勤務環境の整備

#### ア 年間総実勤務時間の短縮

年間総実勤務時間の短縮については、職員の心身の健康保持、公務能率の向上及びワーク・ライフ・バランスを図るうえで重要な課題であり、本委員会では従来からその必要性を指摘してきたところ



である。

各任命権者においては、これまで様々な取組により年間総実勤務時間数の縮減に努めてきたところであるが、一部の部署では依然として長時間の時間外勤務が生じている状況が見受けられる。

このことから、各任命権者は、時間外勤務が生じる要因の調査・分析及びこれまでの取組の検証を進め、管理職員を通じて各職場における業務の更なる効率化や繁忙期における業務支援等平準化に取り組むほか、新規事業における要員の確保等業務実態に応じた適正な人員配置を行うとともに、引き続き、定時退庁の奨励等の取組及び年次有給休暇等を取得しやすい職場環境づくりを推進する必要がある。

これらの取組においては、管理監督者が勤務時間管理における自らの役割を改めて強く認識し、勤務管理システム等を活用して所属職員の勤務状況の適確な把握と適時・適正な業務管理に努めるとともに、事前命令の徹底等により時間外勤務の更なる縮減に努めることが重要である。

また、各任命権者は、職員の健康管理等の見地から、出退勤（勤務）時間の正確な把握や、宿日直等の勤務体制及び休憩時間の付与等について、適切な管理に努める必要がある。

## イ 仕事と家庭の両立支援の推進

職員一人一人が公務においてその能力を十分に発揮するためには、仕事と育児や介護の両立が図られていることが重要であり、各任命権者においてはこれまでも育児や介護に係る支援制度の整備充実に取り組んできたところである。

育児に関する支援については、平成26年4月に次世代育成支援対策推進法が改正され10年間延長されたことに伴い、各任命権者において新たに特定事業主行動計画を策定したところであるが、依然として男性職員の育児休業等の取得率は低い状況にある。

また、介護については、職員の介護休暇の取得実績はここ数年間大

きな変化は見られないものの、今後は、高齢化の進展に伴い介護休暇の取得者の増加や介護期間の長期化も見込まれるところである。

各任命権者においては、仕事と育児や介護が両立できるよう利用しやすい支援制度を拡充するとともに、育児休暇や介護休暇等が取得しやすい職場環境づくりに向け、管理監督者等の意識改革に引き続き取り組む必要がある。

## ウ 心身の健康管理

職員の心身の健康管理については、健康の保持・増進の観点はもとより、公務遂行能率の維持向上という観点からも重要な課題である。

特に、心の健康づくりについては、一部の任命権者において心の健康の問題による休職者が病気休職者全体の7割を超える状況が依然として続いており、その対策が課題となっている。

各任命権者においては、「心の健康づくり計画」等に基づき、メンタルヘルスケアを推進するための教育研修や情報提供、職場の人間関係を含む職場環境等の把握と改善、メンタルヘルス不調に対する早期の対応等に取り組んできたところであるが、これまで以上に実効性が担保されるよう、体系的な取組を継続して推進する必要がある。

また、心の健康の問題により休職した職員を対象とした復職試行制度や勤務軽減措置については、これまでの取組を検証し、更なる充実を図るとともに、復職後の状況把握や職務遂行能力の回復支援等といったフォローアップや再発防止策にも取り組む必要がある。

昨年労働安全衛生法等の改正により創設されたストレスチェック制度は、メンタル不調者の発生を未然に防ぐことを趣旨とするものであり、各任命権者において導入に向けて取り組んでいるところである。

制度の運用にあたっては、ストレスに対する職員自らの気づきを促し、早期の対処を支援するとともに、職場ごとに検査結果を集計・分析し環境ストレス要因の把握と低減に取り組むことで、職場

環境の改善につなげることが期待される。

法令で義務づけられている長時間の時間外勤務を行った職員を対象とした医師の面接指導については、各任命権者において実施率が依然として低い状況にあることから、改善に取り組む必要がある。

パワー・ハラスメントについては、職場内秩序を乱し、各組織の効率的な業務運営の障害となり得るだけでなく、職員の勤労意欲の低下や心の健康に悪影響を及ぼす要因にもなり得ることから、各任命権者においては、研修等による意識啓発や相談窓口の周知等、引き続き、発生防止や相談体制の充実に取り組むとともに、良好な職場環境の整備に努める必要がある。

## (2) 能力及び実績に基づく人事管理の推進

平成26年5月に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布され、平成28年4月1日から施行されることとなっている。

同改正法では、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、能力本位の任用制度の確立、人事評価制度の導入、分限事由の明確化及び等級別基準職務表の策定等職務給原則の徹底についての規定が整備されたほか、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正の確保として所要の措置を講ずることについても規定されている。

人事評価制度については、本県では、法改正前の平成18年度から知事部局において管理職層を対象に人事評価制度が導入され、平成25年度から全職員を対象に本格的に実施されたところであり、他の任命権者においても同制度の導入、試行等が行われているが、評価結果の任用、給与等への反映は一部に止まっている。

人事評価制度を公正かつ円滑に機能させるためには、評価者研修の充実等による評価能力の向上を図るとともに、評価者と被評価者との相談、指導、助言や被評価者に対する研修等を通じて、評価制度の趣旨、目的が十分に共有されるよう引き続き努めていくことが重要である。

各任命権者においては、改正法の趣旨を踏まえ、人事評価制度の本

格実施に向けて、評価結果を適切に任用、給与及び分限等に反映させていくための所要の整備に努めるほか、職員の退職管理についても適切に対応していく必要がある。

### (3) 多様な人材の確保及び育成

複雑多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応していくためには、県職員として優れた資質や高い能力を有する多様な人材を確保し、育成していくことが重要である。

本委員会は、任命権者の求める多様な人材を確保するため、これまでも試験区分の新設や試験実施方法等の見直しを行ってきたところである。

一方で、平成25年度以降、一部の技術系職種の採用において、大幅な増員に伴い合格者数の確保が容易でない事態が続いている。

本委員会としても、引き続き、受験者募集の周知方法、任期付職員採用等も含めた職員採用方法について検討を行うこととするが、各任命権者にあっては、職種ごとの中長期的人員配置の考えのもと、年度ごとの職員採用数の平準化に努める必要がある。

人材育成については、各任命権者における人材育成基本方針に基づき、自己啓発を中心とした能力開発を基本に、各種職員研修による人材育成を通して職員の職務遂行能力向上に努めることが重要である。

女性職員の登用については、引き続き計画的、積極的な登用及び職域拡大等を図るとともに、働きやすい環境の整備に努め、意欲と能力のある女性を活用する必要がある。

### (4) 雇用と年金の接続

人事院は、本年の報告で、国家公務員における再任用制度の諸課題を示すとともに、民間企業の運用状況等を踏まえ、再任用職員の能力及び経験の一層の活用が図られるよう取り組むとともに、雇用と年金の接続の推進のため、関連する制度を含め、適切な措置がとられるよう、引き続き必要な対応を行っていくこととしている。

本県においても、各任命権者において、雇用と年金の接続に係る諸

課題の検討がなされているところであるが、定年退職する職員の希望、意欲、能力、適性等に応じ、その職員が培ってきた多様な専門的知識や経験を生かせる職務への配置に努める必要がある。

また、今後は年金支給開始年齢の段階的引き上げに伴い、管理職も含め再任用希望者の増加が見込まれることから、その能力と経験の有効活用についても併せて検討する必要がある。

これらの検討にあたっては、県民福祉の向上や行政サービスの拡充に繋がるよう留意するとともに、国の動向、他の地方公共団体の取組等を注視しながら、中長期的人員配置を見据えた組織体制、給与等のあり方の諸課題を検討していく必要がある。

#### **(5) 服務規律の徹底**

職員は、県行政を推進していくにあたり、職員一人一人が県民全体の奉仕者として、勤務時間の内外を問わず自覚を持ち、県民の信頼を損ねることのないよう努める必要がある。

本委員会においては、これまでも県民の職員への信頼が県行政を推進する上での基盤になるとの認識のもと、職員の服務規律の徹底について言及してきたところであるが、一部の職員による県民の信頼を揺るがす不祥事が発生している。

各任命権者においては、服務規律の徹底を図るため、従来より注意喚起、研修の実施等に取り組んできたところであるが、改めてこれまでの取組を検証し、法令遵守、綱紀の保持に万全を期し、県民の信頼の確保に努めていくことが重要である。

### **3 勧告実施の要請について**

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な職員の給与水準を確保するとともに、人材の確保や組織活力の向上、労使関係の安定などを通じて、行政の効率的かつ安定的な運営に寄与するものである。

近年、行政需要が増大かつ複雑化する中、職員においては、県民の安全安心の確保をはじめ、様々な分野で日々職務に精励しており、給与をはじめとする勤務条件は、そのような職員の努力や実績に的確に報いていく必要がある。

職員におかれては、自らの行動が公務の信頼に大きな影響を与えることを認識し、一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、県民の公務に寄せる期待と信頼に応えるべく、使命感と誇りをもって一層職務に精励されることを要望する。

議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

## 別紙第2

### 勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次の事項を実現するため、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）を改正することを勧告する。

#### 1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

##### (1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

##### (2) 諸手当

###### ア 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額  
の限度を413,300円とすること。

###### イ 期末手当及び勤勉手当

###### (ア) 平成27年12月期の支給割合

###### a b及びc以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.85月分（再任用職員にあっては、0.4  
月分）とすること。

###### b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分（再任用職員にあっては、0.5  
月分）とすること。

###### c 大学の学長

期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

(イ) 平成28年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.375月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

c 大学の学長

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

## 2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成27年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

イ 平成28年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

## 3 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

ア 平成27年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

イ 平成28年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月



分とすること。

#### 4 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては、平成27年12月1日から、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては平成28年4月1日から実施すること。

## 別記第1

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400	
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800	
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100	

	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		
再任 用職 員以 外の 職員	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200		
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500		
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800		
	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		
	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		
	75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600		
	76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800		
	77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000		
	78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300		
	79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600		
	80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800		
	81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000		
	82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300		
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600			
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800			
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000			
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100				
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400				
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600				
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800				
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100				
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400				
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600				

93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800				
94		293,600	341,400						
95		294,000	341,900						
96		294,400	342,300						
97		294,600	342,400						
98		294,900	342,900						
99		295,300	343,300						
100		295,700	343,600						
101		295,900	343,900						
102		296,200	344,300						
103		296,600	344,700						
104		296,900	345,100						
105		297,100	345,600						
106		297,400	346,000						
107		297,800	346,400						
108		298,100	346,800						
109		298,300	347,300						
110		298,700	347,700						
111		299,100	348,000						
112		299,400	348,300						
113		299,500	348,800						
114		299,800							
115		300,100							
116		300,500							
117		300,700							
118		300,900							
119		301,200							
120		301,500							
121		301,900							
122		302,100							
123		302,400							
124		302,700							
125		303,000							
再任用職員	186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第37条に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500
	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100
	32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800
	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300
	34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100
	35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800
	36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400
	37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700
	38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300
	39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800
	40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300
	41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	473,800
	42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800	474,200
	43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500	474,600
	44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100	475,000
	45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900	475,300
	46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600	
	47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100	
	48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600	

	49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100
	50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400
	51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700
	52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100
	53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500
	54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700
	55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000
	56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200
	57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600
	58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800
	59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000
	60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200
	61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	453,600
	62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100	
	63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400	
	64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700	
	65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000	
	66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300	
	67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600	
	68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900	
	69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100	
	70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400	
	71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700	
	72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000	
再任 用職 員以 外の 職員	73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200	
	74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500	
	75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800	
	76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100	
	77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300	
	78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600	
	79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900	
	80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200	
	81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400	
	82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	438,700	
	83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	439,000	
	84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	439,300	
	85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	439,500	
	86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300		
	87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600		
	88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800		
	89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000		
	90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300		
	91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600		
	92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800		
	93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000		
	94	299,400	323,000	349,400	383,000				
	95	300,500	324,400	350,900	383,600				
	96	301,800	325,700	352,400	384,100				
	97	302,900	326,900	353,700	384,500				
	98	304,100	328,200	354,900	384,900				
	99	305,300	329,500	356,000	385,500				
	100	306,500	330,800	357,200	386,000				

101	307,700	332,200	358,300	386,400					
102	308,700	333,100	359,400	386,900					
103	309,800	334,200	360,500	387,500					
104	310,800	335,400	361,700	388,000					
105	311,600	336,500	362,900	388,300					
106	312,200	337,600	363,400	388,700					
107	312,800	338,600	364,000	389,200					
108	313,500	339,700	364,600	389,500					
109	314,000	340,900	365,200	389,800					
110	314,500	341,900	365,700	390,300					
111	315,000	342,900	366,200	390,800					
112	315,600	343,800	366,700	391,300					
113	316,400	344,700	367,100	391,600					
114	317,100	345,600	367,500	392,100					
115	317,800	346,600	368,100	392,600					
116	318,500	347,600	368,600	393,100					
117	319,100	348,600	369,000	393,400					
118	319,900	349,100	369,500	393,900					
119	320,600	349,700	370,100	394,400					
120	321,400	350,300	370,600	394,900					
121	322,000	350,600	370,700	395,300					
122	322,300	351,000	371,300	395,800					
123	322,800	351,500	371,800	396,200					
124	323,300	351,900	372,200	396,700					
125	323,600	352,300	372,700	397,100					
126		352,700	373,200						
127		353,200	373,700						
128		353,600	374,200						
129		354,000	374,500						
130		354,400	375,000						
131		354,800	375,500						
132		355,200	376,000						
133		355,400	376,300						
134		355,900	376,800						
135		356,300	377,200						
136		356,600	377,600						
137		356,900	377,900						
138		357,300	378,400						
139		357,800	378,900						
140		358,300	379,400						
141		358,600	379,700						
142		359,100							
143		359,600							
144		360,100							
145		360,400							
再任用職員	240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海 事 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	143,400	168,200	221,800	265,800	314,900	352,400	413,700
	2	144,400	170,500	223,900	267,600	316,900	354,700	416,200
	3	145,500	172,900	225,900	269,400	319,000	357,000	418,800
	4	146,500	175,200	228,000	271,200	321,200	359,500	421,300
	5	147,500	177,600	230,000	272,500	323,400	361,800	423,700
	6	148,800	180,100	232,100	274,400	325,300	364,900	426,100
	7	150,100	182,500	234,200	276,200	327,000	368,100	428,600
	8	151,400	185,100	236,300	278,000	328,700	371,100	431,000
	9	152,500	187,300	238,500	279,500	330,400	374,000	433,100
	10	154,000	189,700	240,400	282,000	332,800	377,100	435,300
	11	155,600	192,100	242,300	284,200	335,100	380,200	437,600
	12	157,100	194,600	244,200	286,400	337,600	383,300	439,800
	13	158,400	197,100	246,100	289,000	339,800	386,200	441,700
	14	159,900	199,700	248,000	291,600	342,100	388,900	443,900
	15	161,400	202,400	249,900	293,800	344,600	391,700	446,000
	16	163,000	205,000	251,800	296,200	347,000	394,400	448,200
	17	164,400	207,400	253,500	298,600	349,400	397,300	450,400
	18	166,100	210,100	255,400	300,800	351,900	399,300	452,700
	19	167,800	212,800	257,300	303,000	354,300	401,300	455,000
	20	169,500	215,500	259,200	305,300	356,800	403,400	457,200
	21	171,100	218,100	260,700	307,300	359,200	405,100	459,400
	22	173,100	219,700	262,300	308,500	361,600	407,100	461,200
	23	175,000	221,300	263,800	309,700	363,800	409,000	462,900
	24	176,900	222,900	265,300	310,900	366,200	411,000	464,600
	25	178,600	224,400	266,800	312,200	368,500	412,700	466,000
	26	180,400	225,900	268,400	313,900	370,900	414,300	467,300
	27	182,200	227,400	269,800	315,400	373,300	416,100	468,500
	28	184,000	228,700	271,300	317,000	375,600	417,800	469,600
	29	185,600	230,300	272,700	318,500	377,800	419,000	470,700
	30	187,700	231,400	274,100	320,100	379,900	420,600	471,700
	31	189,800	232,500	275,500	321,800	382,100	422,100	472,700
	32	191,900	233,600	276,700	323,500	384,200	423,700	473,900
	33	193,800	234,800	277,800	325,100	386,100	425,300	474,500
	34	195,700	235,700	279,200	326,700	387,900	426,600	475,500
	35	197,600	236,600	280,400	328,000	389,600	427,900	476,600
	36	199,500	237,500	281,700	329,600	391,400	429,100	477,700
	37	201,300	238,300	282,800	331,100	393,200	430,300	478,600
	38	202,900	239,100	284,000	332,700	394,600	431,300	479,500
	39	204,500	239,900	284,900	334,300	396,100	432,300	480,400
	40	206,100	240,800	285,900	335,800	397,600	433,300	481,300
	41	207,500	241,800	287,000	337,300	398,400	433,700	482,100
	42	209,100	242,700	288,000	338,800	399,700	434,300	482,800
	43	210,700	243,600	288,900	340,300	400,900	435,000	483,500
	44	212,300	244,500	289,700	341,800	402,300	435,700	484,200
	45	213,700	245,300	290,700	343,300	403,700	436,300	484,700
	46	215,000	246,200	291,900	344,700	405,100	436,600	485,300
	47	216,200	247,000	293,100	346,100	406,500	437,200	485,900
	48	217,500	247,900	294,500	347,500	407,800	437,800	486,500



再任用 職員以 外の職 員	49	218,900	248,300	295,900	348,600	409,100	438,300	486,800	
	50	220,100	249,000	297,000	350,000	410,000	439,000	487,400	
	51	221,300	249,600	298,100	351,500	410,900	439,700	488,100	
	52	222,400	250,200	299,200	352,900	411,800	440,400	488,600	
	53	223,700	250,500	300,300	354,300	412,000	441,000	489,100	
	54	225,000	251,100	301,300	355,700	412,400	441,700	489,800	
	55	226,200	251,600	302,400	357,000	412,900	442,400	490,100	
	56	227,400	252,300	303,400	358,400	413,400	443,000	490,700	
	57	228,500	252,600	304,600	359,300	413,800	443,400	491,200	
	58	229,700	253,300	305,700	360,500	414,000	444,100		
	59	230,900	253,900	306,800	361,600	414,600	444,800		
	60	232,100	254,500	307,900	362,900	415,100	445,500		
	61	233,300	255,100	308,700	364,000	415,600	445,900		
	62	234,400	255,700	309,400	364,600	416,200	446,200		
	63	235,300	256,200	310,200	365,100	416,800	446,500		
	64	236,400	256,800	311,000	365,700	417,400	446,800		
	65	237,000	257,300	311,500	366,100	418,000	447,000		
	66	238,000	257,700	312,200	366,600	418,600	447,300		
	67	238,800	258,000	312,900	367,100	419,100	447,600		
	68	239,900	258,500	313,500	367,600	419,700	447,900		
	69	240,900	258,800	314,300	367,800	420,300	448,100		
	70	241,700			368,100	420,800	448,400		
	71	242,500			368,500	421,400	448,700		
	72	243,400			368,800	422,000	448,900		
	73	244,200			369,300	422,500	449,100		
	74	244,900			369,500	423,100			
	75	245,500			370,000	423,600			
	76	246,100			370,500	424,200			
	77	246,400			371,000	424,700			
	78	247,000			371,500	425,300			
	79	247,600			372,000	426,000			
	80	248,300			372,500	426,600			
	81	248,900			373,000	426,900			
	82	249,300			373,400	427,500			
	83	249,600			373,900	428,200			
	84	250,100			374,400	428,800			
	85	250,400			374,800	429,200			
	86				375,300	429,700			
	87				375,700	430,400			
	88				376,200	431,100			
	89				376,700	431,300			
	90				377,200				
	91				377,700				
	92				378,200				
	93				378,500				
	94				378,900				
	95				379,400				
	96				379,800				
	97				380,300				
	98				380,600				
	99				381,100				
	100				381,500				
	101				382,100				
	再任用 職員		213,900	219,100	249,100	278,500	319,200	348,000	394,500

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	210,000	270,700	318,100	403,400
	2	212,200	273,700	321,000	405,700
	3	214,400	276,500	324,100	408,100
	4	216,600	279,300	327,200	410,600
	5	218,700	282,200	330,400	413,000
	6	220,900	284,700	333,200	415,500
	7	223,100	286,900	336,000	417,900
	8	225,200	289,300	338,700	420,400
	9	227,500	292,000	341,700	422,300
	10	229,900	294,500	344,800	424,800
	11	232,300	296,900	347,900	427,200
	12	234,700	299,500	351,200	429,600
	13	237,000	302,000	354,300	431,300
	14	239,400	304,000	356,400	433,500
	15	241,800	306,100	358,800	435,700
	16	244,200	308,200	361,400	438,000
	17	246,300	310,400	364,000	440,300
	18	249,400	312,600	366,200	442,700
	19	252,500	314,700	368,500	445,000
	20	255,600	316,700	370,700	447,400
	21	258,500	318,800	372,800	449,500
	22	261,500	321,400	374,900	451,800
	23	264,400	324,000	377,000	454,200
	24	267,300	326,800	379,100	456,500
	25	270,100	329,100	380,900	458,500
	26	272,700	331,300	382,700	460,700
	27	275,200	333,600	384,600	462,800
	28	277,900	336,100	386,500	465,000
	29	280,800	338,500	388,500	467,100
	30	283,200	340,700	390,200	469,400
	31	285,400	342,800	391,900	471,600
	32	287,800	344,900	393,600	473,700
	33	290,400	347,100	395,400	475,600
	34	292,600	349,400	397,200	477,700
	35	295,100	351,700	398,800	480,000
	36	297,500	353,900	400,600	482,200
	37	300,000	355,900	401,900	484,300
	38	301,700	357,900	403,500	486,300
	39	303,500	360,000	405,100	488,200
	40	305,200	361,900	406,700	490,100
	41	307,100	363,900	408,000	492,100
	42	308,100	365,800	409,600	494,000
	43	309,000	367,600	411,100	495,700
	44	309,900	369,400	412,700	497,600
	45	310,900	371,400	414,100	499,500
	46	312,000	373,200	415,700	501,300
	47	313,100	374,800	417,100	503,100
	48	314,200	376,600	418,700	505,000

	49	315,200	378,500	420,100	506,700
	50	316,300	380,100	421,400	508,400
	51	317,200	381,900	422,700	510,200
	52	318,200	383,600	424,000	512,100
	53	319,400	384,900	424,700	513,700
	54	320,400	386,400	425,700	515,300
	55	321,500	387,800	426,600	517,000
	56	322,500	389,400	427,500	518,600
	57	323,600	390,800	428,400	520,200
	58	324,700	392,200	429,300	521,500
	59	325,800	393,500	430,200	522,800
	60	326,800	395,000	431,100	524,000
	61	327,900	396,300	432,000	525,200
	62	328,900	397,700	432,900	526,200
	63	330,000	399,200	433,900	527,200
	64	331,100	400,700	435,000	528,200
	65	332,000	401,700	435,900	528,800
	66	333,100	402,800	436,900	529,700
	67	334,000	403,800	437,900	530,600
	68	335,100	404,900	438,800	531,500
	69	336,000	405,900	439,800	532,400
	70	337,100	406,800	440,800	533,200
	71	338,100	407,600	441,700	533,900
	72	339,200	408,400	442,700	534,400
	73	339,800	409,200	443,700	535,100
	74	340,800	410,100	444,600	535,600
再任用	75	341,800	410,900	445,500	536,400
職員以	76	342,800	411,700	446,500	537,000
外の職	77	343,800	412,400	447,300	537,500
員	78	344,800	412,800	447,800	
	79	345,700	413,100	448,500	
	80	346,600	413,400	449,100	
	81	347,600	413,700	449,900	
	82	348,600	414,000	450,600	
	83	349,600	414,200	450,900	
	84	350,600	414,500	451,500	
	85	351,200	414,800	451,900	
	86	351,800	415,100	452,200	
	87	352,400	415,400	452,500	
	88	353,000	415,700	452,800	
	89	353,600	415,900	453,100	
	90	354,000	416,200		
	91	354,400	416,500		
	92	354,900	416,800		
	93	355,400	417,000		
	94	355,800	417,300		
	95	356,300	417,600		
	96	356,800	417,900		
	97	357,400	418,100		
	98	357,900	418,400		
	99	358,300	418,700		
	100	358,800	418,900		
	101	359,200	419,100		
	102	359,700	419,400		
	103	360,000	419,700		
	104	360,500	419,900		

	105	361,000	420,100		
	106	361,400			
	107	361,900			
	108	362,400			
	109	362,800			
	110	363,300			
	111	363,800			
	112	364,200			
	113	364,600			
	114	365,000			
	115	365,500			
	116	365,900			
	117	366,300			
	118	366,700			
	119	367,200			
	120	367,600			
	121	367,900			
	122	368,300			
	123	368,800			
	124	369,100			
	125	369,500			
	126	370,000			
	127	370,500			
	128	370,900			
	129	371,300			
	特1				706,000
	特2				761,000
	特3				818,000
	特4				895,000
	特5				965,000
再任用 職員		281,600	292,600	314,500	398,500

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用し、4級の特1号給から特5号給までは、学長のみに適用する。

教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,600	197,900	258,200	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	260,700	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	263,000	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	265,400	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	268,000	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	270,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	272,600	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	274,800	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	277,200	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	279,500	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	281,900	349,300	433,300
	12	173,200	217,200	284,200	351,400	435,100
	13	175,200	218,900	286,600	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	288,700	355,600	438,700
	15	179,600	222,900	290,700	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	292,700	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	294,900	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	297,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	300,000	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	302,700	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	305,200	369,200	451,100
	22	195,900	240,300	307,800	371,100	452,800
	23	197,600	242,900	310,200	373,000	454,700
	24	199,300	245,600	312,900	374,900	456,400
	25	200,800	248,100	315,500	376,400	458,100
	26	202,500	250,600	317,800	378,200	459,700
	27	204,200	253,100	320,200	380,000	461,300
	28	205,800	255,500	322,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	324,800	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	326,800	385,700	465,600
	31	210,700	262,800	329,000	387,600	466,900
	32	212,400	265,000	331,200	389,600	468,200
	33	214,000	267,200	333,300	391,300	469,400
	34	215,800	269,400	335,500	393,000	470,100
	35	217,600	271,600	337,700	394,600	470,800
	36	219,400	273,700	339,800	396,400	471,500
	37	221,000	276,000	342,000	397,600	472,100
	38	222,800	278,000	344,100	399,100	
	39	224,600	280,000	346,300	400,500	
	40	226,400	282,000	348,400	401,900	
	41	228,100	283,900	350,500	403,600	
	42	229,800	286,400	352,600	405,000	
	43	231,400	288,700	354,600	406,300	
	44	233,000	291,200	356,700	407,800	
	45	234,600	293,400	358,700	409,400	
	46	236,000	295,900	360,700	410,700	
	47	237,300	298,300	362,700	412,200	
	48	238,600	301,000	364,700	413,800	

	49	240,100	303,400	366,500	415,500
	50	241,600	305,800	368,300	416,900
	51	242,800	308,300	370,200	418,500
	52	244,300	310,700	372,200	420,000
	53	245,600	313,100	374,100	421,700
	54	246,800	315,300	375,900	423,200
	55	248,200	317,400	377,700	424,800
	56	249,400	319,600	379,400	426,400
	57	250,700	321,900	380,900	427,900
	58	251,800	324,000	382,500	429,400
	59	253,000	326,200	384,200	430,600
	60	254,200	328,200	385,900	431,800
	61	255,500	330,400	387,100	433,000
	62	256,900	332,500	388,500	434,300
	63	258,300	334,700	389,900	435,600
	64	259,500	336,900	391,200	436,800
	65	260,900	338,800	392,600	438,000
	66	262,400	341,000	393,800	439,200
	67	264,000	343,100	395,200	440,400
	68	265,700	345,300	396,600	441,600
	69	267,200	347,300	397,900	442,800
	70	268,600	349,200	399,200	444,000
	71	270,000	351,300	400,600	445,200
	72	271,500	353,300	401,900	446,400
	73	272,600	355,100	403,200	447,500
	74	274,000	357,000	404,600	448,100
	75	275,400	358,800	406,000	448,600
	76	276,700	360,700	407,300	449,100
再任用 職員以 外の職 員	77	278,100	362,600	408,500	449,600
	78	279,300	364,300	409,700	
	79	280,500	366,000	411,000	
	80	281,700	367,600	412,400	
	81	282,900	369,100	413,700	
	82	284,100	370,600	414,900	
	83	285,300	372,100	415,900	
	84	286,500	373,500	417,100	
	85	287,700	374,600	418,300	
	86	288,800	376,000	419,500	
	87	290,000	377,400	420,700	
	88	291,200	378,700	421,700	
	89	292,400	380,000	422,800	
	90	293,500	381,300	423,800	
	91	294,700	382,500	424,800	
	92	295,900	383,800	425,800	
	93	296,700	385,100	426,700	
	94	297,700	386,200	427,500	
	95	298,800	387,500	428,300	
	96	300,000	388,700	429,100	
	97	301,000	390,100	429,900	
	98	302,100	391,100	430,300	
	99	303,100	392,200	430,700	
	100	304,200	393,200	431,100	
	101	305,100	394,100	431,500	
	102	306,200	395,100	431,800	
	103	307,300	396,200	432,100	
	104	308,300	397,300	432,400	

105	308,900	398,000	432,700		
106	309,800	398,900	433,000		
107	310,600	399,800	433,300		
108	311,400	400,700	433,500		
109	312,300	401,500	433,700		
110	312,700	402,400	434,000		
111	313,100	403,200	434,300		
112	313,600	404,000	434,500		
113	314,200	404,600	434,700		
114	314,600	405,300	435,000		
115	315,100	406,000	435,300		
116	315,600	406,700	435,500		
117	316,200	407,300	435,700		
118	316,700	407,800			
119	317,100	408,200			
120	317,600	408,600			
121	318,100	409,000			
122	318,500	409,300			
123	319,000	409,600			
124	319,500	409,800			
125	320,100	410,000			
126	320,400	410,300			
127	320,700	410,600			
128	321,000	410,800			
129	321,200	411,000			
130	321,500	411,300			
131	321,800	411,600			
132	322,100	411,800			
133	322,300	412,000			
134	322,500	412,300			
135	322,700	412,600			
136	323,000	412,800			
137	323,300	413,000			
138	323,500	413,300			
139	323,800	413,600			
140	324,100	413,800			
141	324,300	414,000			
142	324,500	414,300			
143	324,800	414,600			
144	325,000	414,800			
145	325,300	415,000			
146	325,500				
147	325,800				
148	326,100				
149	326,300				
150	326,500				
151	326,800				
152	327,100				
153	327,300				
再任用 職員	232,800	273,100	301,800	329,900	414,000

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,600	169,500	258,200	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	260,700	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	263,000	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	265,400	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	268,000	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	270,400	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	272,600	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	274,800	305,100	415,900
	9	167,100	186,800	277,200	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	279,500	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	281,900	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	284,200	315,900	421,400
	13	175,200	197,900	286,600	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	288,700	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	290,700	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	292,700	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	294,900	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	297,500	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	300,000	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	302,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	305,200	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	307,800	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	310,200	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	312,900	343,000	436,800
	25	200,800	218,900	315,500	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	317,800	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	320,200	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	322,500	350,600	441,400
	29	207,200	226,800	324,800	352,500	442,600
	30	208,900	229,500	326,800	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	329,000	356,000	444,200
	32	212,300	234,900	331,200	357,900	445,100
	33	213,800	237,500	333,300	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	335,400	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	337,500	363,000	447,000
	36	218,900	245,600	339,500	364,800	447,500
	37	220,400	248,100	341,600	366,700	448,000
	38	222,100	250,600	343,500	368,200	
	39	223,800	253,100	345,500	369,800	
	40	225,500	255,500	347,400	371,400	
	41	227,100	258,200	349,300	372,700	
	42	228,800	260,600	351,100	374,100	
	43	230,400	262,800	352,900	375,500	
	44	232,000	265,000	354,600	377,000	
	45	233,700	267,200	356,400	378,500	
	46	235,200	269,400	358,100	380,100	
	47	236,600	271,600	359,700	381,700	
	48	238,000	273,700	361,300	383,200	
	49	239,400	276,000	362,700	384,600	
	50	240,800	278,000	364,200	386,100	
	51	242,300	280,000	365,800	387,600	
	52	243,500	282,000	367,400	389,000	



	53	244,700	283,900	368,900	390,200
	54	246,100	286,400	370,400	391,500
	55	247,400	288,700	371,900	392,600
	56	248,600	291,200	373,400	393,700
	57	249,900	293,400	374,900	395,100
	58	251,100	295,900	376,300	396,300
	59	252,200	298,300	377,700	397,500
	60	253,400	301,000	379,000	398,800
	61	254,800	303,400	379,900	400,000
	62	256,100	305,800	381,100	401,000
	63	257,300	308,300	382,300	402,400
	64	258,300	310,700	383,400	403,700
	65	259,300	313,100	384,300	404,900
	66	260,700	315,300	385,500	406,000
	67	262,200	317,400	386,500	407,200
	68	263,700	319,600	387,600	408,300
	69	265,300	321,900	388,800	409,300
	70	266,800	324,000	389,800	410,500
	71	268,300	326,200	390,900	411,700
	72	269,800	328,200	392,100	412,900
	73	271,000	330,400	393,100	413,500
	74	272,200	332,500	394,200	414,300
	75	273,500	334,700	395,300	415,000
	76	274,800	336,900	396,400	415,500
	77	276,200	338,700	397,300	415,800
	78	277,300	340,600	398,200	416,200
	79	278,500	342,500	399,200	416,600
	80	279,700	344,300	400,200	417,000
再任用 職員以 外の職 員	81	281,000	346,100	401,000	417,300
	82	281,900	347,900	401,800	417,700
	83	283,100	349,600	402,500	418,100
	84	284,300	351,400	403,300	418,400
	85	285,300	352,800	404,000	418,700
	86	286,200	354,400	404,800	419,100
	87	287,200	355,900	405,500	419,500
	88	288,200	357,400	406,200	419,800
	89	289,300	358,800	406,800	420,100
	90	290,200	360,100	407,500	420,400
	91	291,100	361,500	408,000	420,700
	92	292,000	362,900	408,700	420,900
	93	292,500	364,400	409,100	421,100
	94	293,200	365,700	409,500	
	95	293,900	367,000	409,800	
	96	294,700	368,200	410,100	
	97	295,500	369,200	410,400	
	98	296,300	370,200	410,700	
	99	297,100	371,200	411,000	
	100	297,800	372,200	411,200	
	101	298,700	373,100	411,400	
	102	299,200	374,100	411,700	
	103	299,700	375,100	412,000	
	104	300,200	376,100	412,200	
	105	300,400	376,900	412,400	
	106	300,800	377,800	412,700	
	107	301,100	378,700	413,000	
	108	301,300	379,700	413,200	

109	301,500	380,500	413,400		
110	301,700	381,500	413,700		
111	302,000	382,500	414,000		
112	302,300	383,500	414,200		
113	302,500	384,100	414,400		
114	302,700	385,000	414,700		
115	302,900	385,900	415,000		
116	303,200	386,800	415,200		
117	303,500	387,600	415,400		
118	303,800	388,300			
119	304,100	389,100			
120	304,400	389,900			
121	304,500	390,500			
122	304,700	391,300			
123	305,000	392,000			
124	305,300	392,700			
125	305,500	393,300			
126		394,000			
127		394,500			
128		395,100			
129		395,800			
130		396,400			
131		396,900			
132		397,400			
133		397,700			
134		398,000			
135		398,300			
136		398,600			
137		398,900			
138		399,200			
139		399,500			
140		399,800			
141		400,100			
142		400,400			
143		400,700			
144		401,000			
145		401,200			
146		401,500			
147		401,800			
148		402,000			
149		402,200			
150		402,500			
151		402,800			
152		403,000			
153		403,200			
154		403,500			
155		403,800			
156		404,000			
157		404,200			
再任用 職員	224,000	269,900	296,900	323,200	404,000

備考1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800
	41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100
	42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300
	43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500
	44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700

	45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400
	46	221,300	285,700	363,300	409,400	498,900
	47	223,100	287,000	364,600	411,000	500,500
	48	224,900	288,200	365,700	412,600	502,000
	49	226,600	289,600	366,800	413,900	503,700
	50	228,400	290,900	368,100	415,300	505,100
	51	230,100	292,000	369,400	416,800	506,500
	52	231,800	293,200	370,700	418,200	508,000
	53	233,300	294,400	371,400	419,600	509,100
	54	235,100	295,600	372,400	421,000	510,300
	55	236,800	296,900	373,300	422,400	511,500
	56	238,400	298,100	374,300	423,800	512,700
	57	239,900	299,200	375,100	424,900	513,600
	58	241,100	300,400	375,900	426,200	514,600
	59	242,200	301,600	376,600	427,600	515,600
	60	243,300	302,800	377,300	428,900	516,600
	61	244,500	303,800	377,900	429,700	517,700
	62	245,600	304,900	378,600	430,600	518,600
	63	246,600	306,000	379,500	431,600	519,300
	64	247,700	307,100	380,400	432,500	520,000
	65	248,900	308,100	381,000	433,400	520,800
	66	250,000	309,200	381,800	434,200	521,600
	67	251,100	310,300	382,600	434,800	522,400
	68	252,100	311,300	383,400	435,600	523,200
再任用 職員以 外の職 員	69	253,100	312,400	384,000	436,000	523,900
	70	254,500	313,400	384,700	436,600	524,700
	71	256,000	314,500	385,400	437,100	525,500
	72	257,400	315,600	386,100	437,600	526,300
	73	258,800	316,400	386,800	438,100	527,000
	74	260,200	317,400	387,400		
	75	261,600	318,500	388,000		
	76	262,900	319,600	388,700		
	77	264,000	320,700	389,400		
	78	265,200	321,700	390,000		
	79	266,500	322,600	390,600		
	80	267,700	323,500	391,200		
	81	269,100	324,600	391,800		
	82	270,400	325,400	392,400		
	83	271,700	326,100	393,000		
	84	272,900	326,900	393,600		
	85	274,100	327,400	394,100		
	86	275,200	327,900	394,600		
	87	276,500	328,400	395,100		
	88	277,700	328,900	395,800		
	89	278,700	329,200	396,200		
	90	279,900	329,700			
	91	281,100	330,200			
	92	282,300	330,700			
	93	283,300	331,000			
	94	284,300	331,400			
	95	285,300	331,900			
	96	286,300	332,400			

	97	286,900	332,900			
	98	287,800	333,400			
	99	288,500	333,900			
	100	289,400	334,400			
	101	290,300	334,900			
	102	291,000	335,400			
	103	291,700	335,900			
	104	292,400	336,400			
	105	293,100	336,900			
	106	293,600	337,300			
	107	294,100	337,800			
	108	294,600	338,200			
	109	294,800	338,700			
	110	295,200	339,100			
	111	295,500	339,600			
	112	295,800	340,000			
	113	296,100	340,500			
	114	296,400	340,900			
	115	296,700	341,400			
	116	297,000	341,800			
	117	297,300	342,300			
	118	297,700	342,700			
	119	298,000	343,100			
	120	298,400	343,500			
	121	298,700	343,900			
再任用 職員		216,300	257,500	282,300	324,700	383,200

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300
	37	358,000	426,600	481,500	540,900
	38	360,400	428,600	483,300	542,500
	39	362,800	430,600	485,100	543,900
	40	365,200	432,600	486,900	545,500
	41	367,500	434,600	488,600	547,000
	42	368,900	436,400	490,400	548,400
	43	370,400	438,100	492,200	549,800
	44	371,900	439,900	494,000	551,100
	45	373,400	441,800	495,600	552,300
	46	374,800	443,600	497,300	553,300
	47	376,300	445,400	499,100	554,300
	48	377,800	447,100	500,900	555,300

	49	379,100	448,900	502,500	556,300
	50	380,100	450,600	503,800	557,200
	51	381,100	452,400	505,100	558,100
	52	382,100	454,200	506,400	559,000
	53	383,100	456,100	507,700	559,800
	54	384,000	457,300	509,000	560,700
	55	384,900	458,500	510,300	561,600
	56	385,800	459,700	511,600	562,500
	57	386,800	460,900	512,600	563,400
	58	387,700	461,900	513,400	564,300
	59	388,500	462,900	514,200	565,200
	60	389,300	463,900	515,000	565,900
	61	390,100	464,700	515,900	566,800
	62	390,600	465,400	516,700	567,700
	63	391,000	466,100	517,600	568,600
	64	391,500	466,800	518,400	569,500
	65	391,800	467,500	519,300	570,400
	66		468,200	520,200	
	67		468,900	520,900	
	68		469,600	521,800	
	69		470,100	522,700	
	70		470,800	523,500	
	71		471,500	524,400	
	72		472,200	525,300	
	73		472,600	526,100	
	74		473,200	527,000	
	75		473,900	527,900	
	76		474,600	528,600	
再任用 職員以 外の職 員	77		475,000	529,400	
	78		475,600	530,300	
	79		476,200	531,200	
	80		476,700	532,100	
	81		477,300	532,900	
	82		477,800	533,800	
	83		478,300	534,700	
	84		478,800	535,600	
	85		479,200	536,400	
	86		479,800	537,300	
	87		480,200	538,200	
	88		480,700	539,100	
	89		481,200	539,900	
	90		481,800		
	91		482,400		
	92		482,800		
	93		483,300		
	94		483,900		
	95		484,500		
	96		485,100		
	97		485,600		
再任用 職員		295,000	337,400	391,800	464,800

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500



	45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900
	46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300
	47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700
	48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000
	49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300
	50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700
	51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000
	52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300
	53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600
	54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600	
	55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900	
	56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200	
	57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500	
	58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800	
	59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100	
	60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500	
	61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700	
	62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000	
	63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300	
	64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600	
	65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800	
	66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700		
	67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400		
	68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000		
再任用 職員以 外の職 員	69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400		
	70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900		
	71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400		
	72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900		
	73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500		
	74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000		
	75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600		
	76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200		
	77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700		
	78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200		
	79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700		
	80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200		
	81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500		
	82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000		
	83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400		
	84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800		
	85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200		
	86		288,300	324,200	345,100			
	87		288,500	324,400	345,400			
	88		288,700	324,800	345,700			
	89		289,100	325,200	346,100			
	90		289,300	325,600	346,400			
	91		289,500	326,000	346,800			
	92		289,700	326,400	347,100			
	93		290,100	326,700	347,500			
	94		290,300	326,900	347,800			
	95		290,500	327,300	348,100			
	96		290,800	327,600	348,400			

	97		291,200	327,800	348,700			
	98		291,500	328,100	349,100			
	99		291,700	328,400	349,500			
	100		292,000	328,700	349,900			
	101		292,300	328,900	350,400			
	102		292,500	329,200	350,800			
	103		292,700	329,600	351,200			
	104		293,000	329,800	351,600			
	105		293,300	329,900	352,100			
	106			330,200				
	107			330,600				
	108			330,800				
	109			331,000				
	110			331,400				
	111			331,800				
	112			332,200				
	113			332,400				
再任用 職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600
	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200
	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900
	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700
	40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500
	41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000
	42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500
	43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000
	44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300

	45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400
	46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500
	47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600
	48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800
	49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100
	50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200
	51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400
	52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500
	53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700
	54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700
	55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800
	56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900
	57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000
	58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500
	59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100
	60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500
	61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100
	62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600
	63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000
	64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500
	65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100
	66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500
	67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800
	68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100
	69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500
	70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800	
	71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500	
	72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100	
	73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800	
	74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300	
	75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900	
	76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400	
	77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800	
	78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400	
	79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900	
	80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200	
	81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500	
	82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000	
	83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400	
	84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700	
再任用 職員以 外の職 員	85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000	
	86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500	
	87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000	
	88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400	
	89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700	
	90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100	
	91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600	
	92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000	
	93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400	
	94	280,400	313,800	347,200	365,200		
	95	281,300	314,500	347,900	365,600		
	96	282,300	315,100	348,500	365,900		

97	283,200	315,800	348,900	366,500
98	284,000	316,100	349,300	367,000
99	284,600	316,700	349,800	367,500
100	285,500	317,400	350,200	368,000
101	286,300	317,800	350,700	368,600
102	287,100	318,400	351,100	369,100
103	287,900	319,000	351,600	369,600
104	288,700	319,600	352,000	370,000
105	289,400	320,000	352,300	370,600
106	289,900	320,500	352,800	371,100
107	290,400	321,000	353,200	371,600
108	290,900	321,500	353,500	372,100
109	291,100	321,900	354,000	372,700
110	291,400	322,300	354,500	373,100
111	291,600	322,600	355,000	373,600
112	292,000	322,900	355,500	374,100
113	292,300	323,300	356,000	374,700
114	292,500	323,700	356,500	
115	292,900	324,100	357,000	
116	293,200	324,400	357,400	
117	293,500	324,600	357,800	
118	293,800	324,900	358,200	
119	294,100	325,300	358,700	
120	294,500	325,500	359,200	
121	294,800	325,700	359,600	
122	295,200	326,000	360,100	
123	295,500	326,300	360,600	
124	295,900	326,600	361,100	
125	296,100	326,800	361,400	
126	296,300	327,100		
127	296,600	327,500		
128	297,000	327,700		
129	297,200	327,800		
130	297,500	328,100		
131	297,900	328,500		
132	298,300	328,700		
133	298,500	329,000		
134	298,800	329,400		
135	299,200	329,800		
136	299,500	330,200		
137	299,700	330,500		
138	300,000	330,900		
139	300,400	331,300		
140	300,700	331,700		
141	300,900	332,000		
142	301,300	332,400		
143	301,700	332,700		
144	302,000	333,100		
145	302,100	333,400		
146	302,400	333,800		
147	302,700	334,200		
148	303,100	334,600		

	149	303,300	334,900				
	150	303,500	335,300				
	151	303,800	335,700				
	152	304,100	336,100				
	153	304,500	336,400				
	154	304,700					
	155	304,900					
	156	305,200					
	157	305,500					
	158	305,800					
	159	306,100					
	160	306,400					
	161	306,800					
	162	307,100					
	163	307,400					
	164	307,700					
	165	308,100					
	166	308,400					
	167	308,700					
	168	309,000					
	169	309,400					
再任用 職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第5条第1項の給料表

号	給	給料月額
		円
1		393,000
2		453,000
3		515,000
4		595,000
5		692,000
6		790,000

第5条第2項の給料表

号	給	給料月額
		円
1		327,000
2		363,000
3		391,000

別記第3

第7条第1項の給料表

号	給	給料月額
		円
1		371,000
2		419,000
3		471,000
4		532,000
5		607,000
6		709,000
7		829,000

特定業務等従事任期付職員行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 140,100	円 190,200	円 226,400	円 259,900	円 286,200	円 317,000	円 361,300	円 406,900	円 457,200

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての特定業務等従事任期付職員に適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、157,300円とする。

### 特定業務等従事任期付職員研究職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料	円	円	円	円	円
月額	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100

備考1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、159,900円とする。

### 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料	円	円	円	円
月額	243,300	328,600	394,300	470,100

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

### 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料	円	円	円	円	円	円	円
月額	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900

備考1 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、205,300円とする。

### 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料	円	円	円	円	円	円
月額	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200

備考1 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、203,500円とする。



(別紙)

## 人事院の報告及び勧告の骨子等

## 給与勧告の骨子

### ○ 本年の給与勧告のポイント

#### 月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.36%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

#### 給与制度の総合的見直し

##### 平成28年度において実施する措置

- ① 地域手当の支給割合の引上げ
- ② 単身赴任手当の支給額の引上げ

### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

### II 民間給与との較差に基づく給与改定

#### 1 民間給与との比較

約12,300民間事業所の約50万人の個人別給与を实地調査(完了率87.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,469円 0.36% [行政職(一)…現行給与 408,996円 平均年齢43.5歳]  
[俸給 280円 地域手当 1,156円 はね返し分(注) 33円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.21月(公務の支給月数 4.10月)

#### 2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

##### (1) 俸給表

###### ① 行政職俸給表(一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定(平均改定率0.4%)

② その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ

##### (2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

### (3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5～2%引上げ

#### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10月分→4.20月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分  
(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
27年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
勤勉手当	0.75月 (支給済み)	0.85月 (現行0.75月)
28年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.80月	0.80月

#### [実施時期]

- ・月例給：平成27年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

### 3 その他の課題

#### (1) 配偶者に係る扶養手当

本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討

#### (2) 再任用職員の給与

民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討

## III 給与制度の総合的見直し

### 1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成30年4月1日に完成

### 2 平成28年度において実施する事項

#### (1) 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引上げ

#### (2) 単身赴任手当の支給額の改定

基礎額を平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円に改定

加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定

\* 広域異動手当は、給与法の改正により、平成28年4月1日以後に異動した職員に係る支給割合が、異動前後の官署間の距離が300km以上の場合は10%に、60km以上300km未満の場合は5%に引上げ

## 勤務時間に関する勧告の骨子

### ○ 勤務時間に関する勧告のポイント

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充  
(平成28年4月実施)

- ・ フレックスタイム制の適用を希望する職員から申告が行われた場合、公務の運営に支障がない範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、勤務時間を割り振る
- ・ 組織的な対応を行うために全員が勤務しなければならない時間帯(コアタイム)等を長く設定するなど、適切な公務運営の確保に配慮
- ・ 育児又は介護を行う職員に係るフレックスタイム制は、より柔軟な勤務形態となる仕組み

### 1 フレックスタイム制の拡充の必要性

- ・ 近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が我が国全体で高まっており、価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化
- ・ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月)の中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請
- ・ 職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資する。また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資する

### 2 フレックスタイム制の拡充の概要等

#### (1) 概要

- ・ 原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる  
コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定
- ・ 育児又は介護を行う職員については、割振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて週休日を1日設けることができる  
コアタイムは、毎日2時間以上4時間30分以下の範囲内で設定
- ・ 現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により新たなフレックスタイム制を適用することができる。交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外

#### (2) 適用に当たっての考え方

- ・ 希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本。なお、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適用ができない
- ・ 適用する場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつつ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振る。育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当

### 3 フレックスタイム制を活用していくための留意点

- ・ 一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、一層効率的な行政サービスを提供
- ・ フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでなく、超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要

### 4 フレックスタイム制の拡充の実施時期

平成28年4月1日から実施

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

退職管理の見直しや採用抑制等により、40歳・50歳台の在職者の割合が20歳・30歳台の在職者の割合を相当に上回っており、国家公務員の人事管理に大きく影響することが懸念される。本院は、人事行政の第三者・専門機関の責務として、将来にわたって能率的で活力ある公務組織を確保する観点から、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般にわたって、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を進めていく。

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 多様な有為の人材の確保

幅広い層の者が国家公務員の仕事内容等の具体的イメージを持ち採用試験を受験するよう、各府省と連携し、公務の魅力を積極的に発信。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化

#### (2) 女性の採用・登用の拡大

- ・ より多くの優秀な女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化
- ・ 女性職員や管理職員を対象とする研修等を通じ、意欲と能力のある女性職員の登用を促進

#### (3) 研修の充実

公務運営環境が厳しくなる中、Off-JTの役割が重要。外部有識者から成る研究会を開催するなど、全体の奉仕者たる国家公務員を育成するための研修の充実に向けた具体策を検討

#### (4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価結果が任免・給与等へ適切に活用されるよう各府省に支援・指導等。人事評価を通じた人材育成に資するため、研修の機会を提供。各府省と連携した苦情相談体制の一層の充実

### 2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

#### (1) フレックスタイム制の拡充

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充(勤務時間法の改正を勧告)

#### (2) テレワークの推進

テレワークを時間単位で利用しやすくするための措置を講ずるとともに、勤務時間管理、サービス管理等の在り方等について検討

#### (3) 長時間労働慣行の見直し

- ・ 事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の推進による超過勤務の縮減
- ・ 超過勤務の多い職員の健康保持への配慮、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める必要

#### (4) 仕事と家庭の両立支援の促進

- ・ 幹部職員からの働きかけ等による男性職員の両立支援制度の活用促進
- ・ フレックスタイム制の活用状況を見ながら、育児のための両立支援策等の拡充について検討
- ・ 民間の介護休業制度の見直しの動向も考慮しつつ、介護休暇等の在り方について検討

#### (5) 心の健康づくりの推進

心の不調者の発生を未然に防止する1次予防を強化するため、各府省と連携しつつ準備を進め、ストレスチェック制度を導入

#### (6) ハラスメント防止対策

職員が相談しやすいセクハラ等の苦情相談体制の充実を図るとともに、パワハラに関する啓発資料の配布等、意識啓発を一層推進

### 3 高齢層職員の能力及び経験の活用(雇用と年金の接続)

平成23年の意見の申出を踏まえ、適切な措置が講じられる必要。公務の再任用は引き続き短時間勤務中心であり、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要。このため、各府省は定員事情や人員構成の特性等を踏まえ計画的な人事管理に努める等、一層の工夫が必要。本院としては、関連する制度を含め適切な措置がとられるよう引き続き必要な対応

# 参 考 资 料

# 参 考 資 料 目 次

## 1 職員給与関係

平成27年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数	2
第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布	3
第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	4
第4表 職員の平均給与月額	4
第5表 職員の適用給料表別給与支給状況	5
第6表 職員の扶養親族数別人員	6
第7表 職員の住居手当の支給状況	6
第8表 職員の単身赴任手当の支給状況	6
第9表 職員の通勤手当の支給状況	7
第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移	7
第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布	8
第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員分布	40

## 2 民間給与関係

平成27年職種別民間給与実態調査の概要	41
第13表 産業別、規模別調査事業所数	42
第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	42
第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	43
第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	58

## 3 標準生計費及び労働経済指標

第17表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成27年4月分）	59
第18表 労働経済指標	60

# 1 職員給与関係



# 平成27年職員給与等実態調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与制度を検討するために必要な基礎資料を得ることを目的として実施した。

## 2 調査対象

下記の条例の適用を受ける常勤職員で、平成27年4月1日に在職する者とした。ただし、休職者、派遣職員、停職者、育児休業中の職員等を除く。

沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）

沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）

沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）

## 3 調査時期

平成27年4月1日現在

## 4 調査事項

- (1) 在勤公署等に関する事項
- (2) 職員の経歴等に関する事項
- (3) 諸手当等に関する事項
- (4) 給与等の支給状況に関する事項
- (5) 採用者数等
- (6) 再任用職員

第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数

(職員給与等実態調査)

区分 給料表		職 員 数				平 均 年 齢		平 均 経 験 年 数		平 均 扶 養 親 族 数	
		平成27年 4月	構成比	平成26年 4月	増減率	平成27年 4月	平成26年 4月	平成27年 4月	平成26年 4月	平成27年 4月	平成26年 4月
		人	%	人	%	歳	歳	年	年	人	人
全 職 員		19,456	100.0	19,282	0.9	41.6	41.6	18.9	18.9	1.2	1.2
行 政 職		4,431	22.8	4,430	0.0	40.2	40.4	17.3	17.6	1.1	1.1
関 係 職 員	計	11,658	59.9	11,528	1.1	40.9	40.9	18.3	18.3	1.3	1.3
	行 政 職	4,071	20.9	4,061	0.2	40.4	40.7	17.6	17.9	1.1	1.2
	公 安 職	2,595	13.3	2,577	0.7	39.0	39.1	17.8	17.9	1.7	1.7
	海 事 職	47	0.2	44	6.8	45.6	45.1	24.2	24.5	1.9	1.9
	教 育 職 (1)	122	0.6	119	2.5	49.7	49.6	25.0	25.3	0.8	0.8
	教 育 職 (2)	4,352	22.4	4,263	2.1	42.1	41.9	19.0	18.8	1.2	1.2
	教 育 職 (3)	17	0.1	11	54.5	43.1	41.3	20.1	18.3	2.0	1.5
	研 究 職	215	1.1	216	△ 0.5	40.5	40.1	16.6	16.2	1.2	1.3
	医 療 職 (1)	22	0.1	19	15.8	47.4	48.6	21.7	22.7	1.3	1.5
	医 療 職 (2)	124	0.6	117	6.0	41.2	41.4	16.4	16.5	0.8	0.9
	医 療 職 (3)	83	0.4	81	2.5	41.0	44.5	18.6	21.9	0.6	0.8
	第1号任期 付 研 究 員	4	0.0	4	0.0	55.3	54.0	1.6	1.4	0.0	0.0
	第2号任期 付 研 究 員	0	0.0	1	△ 100.0	—	28.0	—	0.8	—	0.0
	任 期 付 職 員	6	0.0	15	△ 60.0	46.5	41.7	18.2	16.8	1.0	0.9
市 町 村 立 学 校 職 員	計	7,798	40.1	7,754	0.6	42.6	42.5	19.8	19.8	1.0	1.0
	行 政 職	360	1.9	369	△ 2.4	37.3	37.0	14.5	14.3	0.6	0.6
	教 育 職 (3)	7,369	37.9	7,311	0.8	42.9	42.9	20.1	20.1	1.0	1.1
	医 療 職 (2)	69	0.4	74	△ 6.8	32.2	32.9	10.1	10.8	0.2	0.3

第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布

(平成27年職員給与等実態調査)

給料表 年齢 階層	全職員		県関係職員										市町村立学校職員						
	人	行政職 人	人	行政職	公安職	海事職	教育職(1)	教育職(2)	教育職(3)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	第1号任期 付研究員	任期付 職員	行政職	教育職(3)	医療職(2)	
計	19,456	4,431	11,658	4,071	2,595	47	122	4,352	17	215	22	124	83	4	6	7,798	360	7,369	69
20歳未満	23	5	23	5	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20歳以上 24歳未満	339	112	244	107	125	—	—	8	—	1	—	—	—	—	—	95	5	88	2
24歳以上 28歳未満	1,140	417	698	347	233	2	—	70	—	18	1	10	16	—	1	442	70	348	24
28歳以上 32歳未満	1,816	498	1,149	428	336	5	6	320	—	25	2	13	14	—	—	667	70	577	20
32歳以上 36歳未満	2,036	436	1,333	408	353	4	8	518	1	23	1	13	4	—	—	703	28	667	8
36歳以上 40歳未満	2,704	605	1,733	573	360	1	7	741	3	25	1	18	2	1	1	971	32	935	4
40歳以上 44歳未満	3,217	737	2,039	692	329	6	15	921	5	45	2	21	1	1	1	1,178	45	1,131	2
44歳以上 48歳未満	2,702	563	1,521	516	234	5	14	685	3	34	1	21	8	—	—	1,181	47	1,134	—
48歳以上 52歳未満	2,026	362	1,048	336	174	3	15	484	5	15	6	4	5	—	1	978	26	949	3
52歳以上 56歳未満	1,832	348	959	324	209	15	14	356	—	12	2	11	16	—	—	873	24	846	3
56歳以上 60歳未満	1,588	348	878	335	224	6	16	249	—	17	3	13	14	—	1	710	13	694	3
60歳以上	33	—	33	—	—	—	27	—	—	—	3	—	—	2	1	—	—	—	—

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(平成27年職員給与等実態調査)

区分 給料表		計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
		%	%	%	%	%	%	
全職員		100.0	79.1	11.4	9.5	0.0	55.6	44.4
行政職		100.0	75.8	13.4	10.8	0.0	63.8	36.2
県 関 係 職 員	計	100.0	78.5	5.7	15.7	0.0	66.8	33.2
	行政職	100.0	77.7	10.8	11.4	0.0	66.9	33.1
	公安職	100.0	50.4	0.9	48.6	0.1	94.0	6.0
	海事職	100.0	8.5	36.2	53.2	2.1	100.0	—
	教育職(1)	100.0	90.2	6.6	3.3	—	50.0	50.0
	教育職(2)	100.0	94.8	3.8	1.5	—	51.8	48.2
	教育職(3)	100.0	94.1	5.9	—	—	70.6	29.4
	研究職	100.0	98.1	—	1.4	0.5	76.7	23.3
	医療職(1)	100.0	100.0	—	—	—	72.7	27.3
	医療職(2)	100.0	87.1	11.3	1.6	—	41.9	58.1
	医療職(3)	100.0	97.6	2.4	—	—	12.0	88.0
	第1号任期付 研究 任期 職員	100.0	100.0	—	—	—	100.0	—
		100.0	33.3	—	50.0	16.7	83.3	16.7
市 町 村 立 学 校 職 員	計	100.0	79.9	19.9	0.2	—	38.8	61.2
	行政職	100.0	53.9	42.2	3.9	—	29.4	70.6
	教育職(3)	100.0	81.3	18.7	—	—	39.5	60.5
	医療職(2)	100.0	69.6	30.4	—	—	4.3	95.7

(注) 構成比は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第4表 職員の平均給与月額

(職員給与等実態調査)

区分 給与種目		職員全体 (各給料表適用職員)			行政職		
		平成27年4月	平成26年4月	増減率	平成27年4月	平成26年4月	増減率
		円	円	%	円	円	%
全 職 員	計	382,350	381,500	0.2	341,874	342,714	△ 0.2
	給料	349,972	349,002	0.3	312,315	312,806	△ 0.2
	扶養手当	10,240	10,376	△ 1.3	9,537	9,731	△ 2.0
	その他	22,138	22,122	0.1	20,022	20,177	△ 0.8
県 関 係 職 員	計	372,525	371,363	0.3	344,776	346,031	△ 0.4
	給料	341,749	340,538	0.4	314,908	315,793	△ 0.3
	扶養手当	11,186	11,294	△ 1.0	9,925	10,164	△ 2.4
	その他	19,590	19,531	0.3	19,943	20,074	△ 0.7
市 町 村 立 学 校 職 員	計	397,039	396,569	0.1	309,044	306,201	0.9
	給料	362,266	361,586	0.2	282,990	279,935	1.1
	扶養手当	8,825	9,011	△ 2.1	5,144	4,961	3.7
	その他	25,948	25,972	△ 0.1	20,910	21,305	△ 1.9

(注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含めた額である。  
 2 その他は、管理職手当、住居手当等である。  
 3 内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第5表 職員の適用給料表別給与支給状況

(平成27年職員給与等実態調査)

区分	全職員		県関係職員													市町村立学校職員			
	円	円	行政職	公安職	海事職	教育職(1)	教育職(2)	教育職(3)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	第1号任期付研究員	任期付職員	行政職	教育職(3)	医療職(2)		
① 1人当たり給料月額	340,952	311,703	334,951	314,242	361,145	427,232	356,681	372,447	351,191	477,323	319,852	320,346	621,500	347,050	282,990	354,173	245,191		
② 1人当たり給料の調整額	1,361	612	1,785	666	—	—	2,956	—	2,889	12,364	22,127	11,863	—	8,025	—	770	—		
③ 1人当たり教職調整額	7,659	—	5,013	—	—	—	13,382	11,946	—	—	—	—	—	—	—	12,292	—		
④ 1人当たり扶養手当月額	10,240	9,537	11,186	9,925	18,468	8,529	9,983	18,118	10,872	13,250	7,306	5,886	—	10,250	5,144	9,068	2,014		
⑤ 1人当たりその他の手当月額	22,138	20,022	19,590	19,943	17,459	14,039	18,608	17,071	22,021	471,648	35,172	20,736	6,500	4,500	20,910	26,257	19,178		
⑥ 合計	382,350	341,874	372,525	344,776	397,072	449,800	401,610	419,582	386,973	974,585	384,457	358,831	628,000	369,825	309,044	402,560	266,383		

(注) 1 1人当たり給料月額 (①)、1人当たり給料の調整額 (②) 及び1人当たり教職調整額 (③) は、切替に伴う差額を含めた額である。  
 2 1人当たりその他の手当月額 (⑤) は、管理職手当、住居手当等である。  
 3 内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第6表 職員の扶養親族数別人員

(平成27年職員給与等実態調査)

区分 扶養親族数	該当職員数			
	うち扶養親族である配偶者を有する者	うち扶養親族である子を有する者	うち配偶者、子以外の扶養親族を有する者	
合計	9,674人	4,096人	8,878人	776人
1人	2,597	796	1,801	280
2人	3,104	966	3,104	190
3人	2,462	1,205	2,462	126
4人	1,148	832	1,148	109
5人	292	232	292	50
6人	55	49	55	15
7人	13	13	13	5
8人	1	1	1	0
9人	2	2	2	1

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第7表 職員の住居手当の支給状況

(平成27年職員給与等実態調査)

区分	計	県関係職員	市町村立学校職員
受給者	6,567人	4,191人	2,376人
手当月額11,000円未満の受給者	3	2	1
手当月額11,000円以上27,000円未満の受給者	2,267	1,400	867
手当月額27,000円の受給者	4,297	2,789	1,508
手当受給者1人当たり平均手当月額	25,731円	25,739円	25,717円
職員の家族の居住する借家・借間	34人	27人	7人
手当受給者1人当たり平均手当月額	12,915円	13,015円	12,529円

第8表 職員の単身赴任手当の支給状況

(平成27年職員給与等実態調査)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離									受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	100km未満	100km以上300km未満	300km以上500km未満	500km以上700km未満	700km以上900km未満	900km以上1,100km未満	1,100km以上1,300km未満	1,300km以上1,500km未満	1,500km以上		
受給者数	93人	10人	26人	139人	8人	-	1人	2人	21人	300人	41,143円

第9表 職員の通勤手当の支給状況

(平成27年職員給与等実態調査)

区 分	全 職 員		県 関 係 職 員		市 町 村 立 学 校 職 員	
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
受 給 者	人 14,514	% 74.6	人 9,096	% 78.0	人 5,418	% 69.5
交通機関等利用者	1,756	9.0	1,662	14.3	94	1.2
交通用具使用者	12,700	65.3	7,401	63.5	5,299	68.0
交通機関等と 交通用具の併用者	58	0.3	33	0.3	25	0.3
非 受 給 者	4,942	25.4	2,562	22.0	2,380	30.5
計	19,456	100.0	11,658	100.0	7,798	100.0
手当受給者1人当たり 平均手当月額	円 8,123		円 9,122		円 6,446	
職員1人当たり 平均手当月額	6,060		7,117		4,479	

第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移

(職員給与等実態調査)

年	平 均 給 与 月 額				指 数	対 前 年 増 加 率	平 均 年 齢	平 均 経 験 年 数
	給 料	扶 養 手 当	そ の 他	計				
	円	円	円	円		%	歳	年
平成19年	361,096	10,244	22,943	394,283	100.0	—	42.1	19.5
平成20年	346,808	10,583	22,274	379,665	96.3	△ 3.7	42.0	19.5
平成21年	346,922	10,694	22,414	380,030	96.4	0.1	42.0	19.4
平成22年	344,504	10,693	22,693	377,890	95.8	△ 0.6	42.0	19.4
平成23年	352,599	10,585	22,614	385,799	97.8	2.1	41.8	19.2
平成24年	350,183	10,467	23,198	383,847	97.4	△ 0.5	41.6	19.0
平成25年	348,880	10,415	22,166	381,461	96.7	△ 0.6	41.5	18.9
平成26年	349,002	10,376	22,122	381,500	96.8	0.0	41.6	18.9
平成27年	349,972	10,240	22,138	382,350	97.0	0.2	41.6	18.9

- (注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含めた額である。  
 2 その他は、管理職手当、住居手当等である。  
 3 各年の平均給与月額には、その年の給与勧告に基づく改定分は含まれていない。  
 4 指数とは、平成19年の「平均給与月額」・「計」を100としたものである。  
 5 対前年増加率とは、「平均給与月額」・「計」に係る対前年増加率である。

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表（県関係職員）（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）（平成27年職員給与等実態調査）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5	3								
6	2								1
7									
8									1
9	1	20							1
10		18							
11		7							
12		2							1
13	15	25							2
14	3	8							6
15	1	21							1
16									2
17	13	35							
18		7							
19	2	38						2	
20	1	4				1		7	1
21	5	22						5	2
22		9						2	
23	6	44	1	36			1	2	1
24	1	10		9				3	
25	54	35		35				4	
26	11	6		8				5	
27	8	49	3	53				2	
28	1	1		14		1		2	
29	66	34	28	42	1	1		4	1
30	2	8	3	10				5	
31	19	38	25	70	1		1	2	
32	4	7	10	13			7	1	
33	75	26	43	42	1		3	1	
34	9	6	9	11	9		11	1	
35	17	47	48	58	4		2	2	
36	3	9	12	21	11		3		
37	10	30	25	44	1		4		
38	5	6	6	13	19		1		
39	40	38	9	55	2		1		
40	5	8	4	20	12				
41	21	15	7	44	3		3		1
42	5	7	2	14	11		1		
43	25	23	3	68	1		1		
44	4	7	4	15	21		3		
45	26	10	7	40	5				
46	2	9	4	17	15				
47	16	19	14	46	4				
48	5	6	6	9	24				
49	9	21	6	29	4	1			
50	1	2	5	13	13	3			
51	16	17	2	29	4	18	1		
52	1	5	3	7	4	4			
53	12	10	3	18	5	11			
54	1	4	3	5	29	21	1		
55	7	8	2	20	8	23			
56	3	5	1	13	15	9			
57	3	5	3	11	5	13			
58		6	3	8	28	8			
59	2	8		8	6	10	1		
60	1	3	2	8	14	5			
61	1	6		20	7	12	1		
62	1		1	13	21	8			
63	4	2		9	5	5			
64				6	12	9			



号給	職務の級								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65		2	1	16	2	11			
66			2	14	24	11			
67		1	1	8	11	13			
68		1		8	2	6			
69		2	1	4	9	7			
70			1	6	10	6			
71		1	1	5	14	10			
72				6	14	12			
73		1		5	22	5			
74			1	2	5	2			
75		1	1	5	20				
76				1	8	5			
77				5	7	6			
78				8	11	1			
79			2	3	11				
80		2	1	4	5				
81				3	16				
82			1	10	14				
83			1	7	20	2			
84					8				
85				3	100				
86				6	7				
87				2	8				
88		1	1	5	1				
89				9	52				
90				5	2				
91				2	4				
92		1		4					
93				76					
94			1						
95									
96			1						
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103		1							
104									
105									
106			1						
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113			1						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		2							
計	548	832	326	1,256	732	260	46	50	21
								総計	4,071

(注) 1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。  
2 上記1は、以下第11表の各表について同じである。

その2 公安職給料表 (警察官に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3	12								
4									
5	1								
6	1								
7	5								
8									
9									
10	1								
11	12								
12									
13	5								
14	5								
15	11								
16	1								
17	7								
18	1								
19	3								
20	1			1					
21	43								
22									
23	11			1					
24	8				1				
25	45			1			1		
26	2	19			1				
27	4			2					
28	5	5			2				
29	35	5		3					
30	1	21			2				
31	15	8		1					
32		8		2					
33	17	4		6	1				
34	1	28			2				
35	3	5		1	1				2
36	6	6		1	1				3
37	12	10		2	1				1
38	2	25		2					
39	5	9	11	10					
40	7	16	2	5	4				1
41	14	15	20	10	2				
42	1	33	2	3	1				1
43	5	24	12	16					1
44	1	22	3	2	2				1
45	9	28	16	12	4		1	1	2
46	1	20	12	1	1			3	
47		20	14	15					
48		12	12	3	3			1	
49		22	22	18	2				
50		25	14	1	2				
51		8	29	15				2	
52		18	19	3	4				
53		2	21	11	1		2	1	
54		19	14	2	6	5	1	3	
55		4	21	11	3	1		2	
56		12	5	3	8	2	1	1	
57		3	28	15	1		2		
58		2	19	3		3	1		
59			25	14	2	1		3	
60			14	7		6	7		
61			17	5	4	1	2	12	
62			11	3	14	2	2		
63		1	12	11	4		1		
64			10	4	2	3	2		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65			16	12	1	1			
66			4	6	9	1	4		
67		1	7	20	6		2		
68			8	1	4	1	1		
69			15	36	1	5	1		
70			9	2	9	2	1		
71			14	27	7	2	4		
72			11	3	5	2	5		
73			16	26	3	3	3		
74			9	4	4	3	2		
75			11	26	10	1	2		
76			2	4	4	3	1		
77			13	19	9	5	6		
78			6	6	8	5	3		
79			7	13	8	7	3		
80			2	1	16	7	1		
81			7	15	9	9			
82				5	9	5	1		
83			2	13	3	6			
84			1	4	5	6			
85				15	8	38			
86			6	7	13	5			
87			3	9	12	5			
88			2	7	9	3			
89			1	12	12	4			
90			4	5	6	1			
91				3	12	1			
92				5	7				
93				4	37				
94									
95				2					
96			1	4					
97									
98				1					
99			1	1					
100			2	1					
101				5					
102				7					
103				3					
104				6					
105				4					
106				10					
107				5					
108				5					
109				3					
110				5					
111				1					
112				7					
113			1	4					
114				9					
115			1	5					
116				5					
117				5					
118				2					
119				3					
120				2					
121				2					
122									
123				1					
124				1					
125				17					
126									
127									
128									

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	319	460	567	662	328	155	63	29	12
								総計	2,595

その3 海事職給料表 (船舶に乗り組む職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7			1				
8							
9							
10							
11			1				
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19			1				
20							
21							
22							
23							
24			1				
25							
26							
27							
28		1					
29							
30							
31							
32							
33			1				
34							
35				1			
36							
37							
38				1			
39							
40							
41						1	1
42							
43		2					
44							
45	2	1		1			
46							
47							1
48					1		
49		1					
50							
51		1					
52				1			
53							
54				1	1		
55				1			
56							
57				1			
58							
59							
60					1		
61						1	
62							
63				1			
64							

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65							
66				1			
67							
68				1		1	
69					1		
70					1		
71							
72				2		1	
73						4	
74				1			
75							
76							
77							
78							
79					1		
80							
81				1			
82							
83				2			
84					1		
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96				1			
97							
98							
99							
100							
101							
計	2	6	5	17	7	8	2
						総計	47

その4 教育職給料表(1) (大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員に適用し、4級の特1号給から特5号給までは、学長のみに適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				1
12				
13				1
14				
15				
16				
17		1		
18				
19		1		2
20				
21				2
22				1
23				1
24				
25	3	2	4	2
26				
27				3
28				2
29	1	1	3	2
30				1
31				1
32				1
33	2	3	2	2
34			1	
35				
36			1	2
37	3	1	4	6
38				1
39				1
40			1	
41			3	
42		1		
43		1		
44				2
45	1		1	1
46				
47			2	
48			1	1
49	1		1	
50		1	1	
51				
52				1
53		3	1	
54			1	
55	1			
56				1
57	1			1
58				1
59			1	
60				
61				
62	1	1		1
63			3	1
64			1	1

号給	職務の級			
	1 級	2 級	3 級	4 級
65	人 1	人	人	人
66				
67		1		
68			1	
69		1		
70				1
71				
72		1		
73				1
74				
75				2
76				
77	1	1		1
78			1	
79	1			
80			1	
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				



職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
129	人	人	人	人
特1 特2 特3 特4 特5				2
計	17	20	35	50
			総 計	122

その5 教育職給料表(2)

高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員に適用  
養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員に適用

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1		5			
2					
3					
4					
5		8			
6					
7					
8					
9		8			
10					2
11					
12		4			1
13		10			2
14					
15					4
16		5			3
17		31			1
18					3
19					3
20		7			1
21		43			1
22					8
23					6
24		9			4
25		52			3
26		2			5
27		3			7
28		13			8
29	1	75			6
30		3			1
31		5			2
32		14			2
33	1	77			
34		5			1
35		11			
36	3	22			
37	4	82			1
38	1	4			
39		14			
40		12			
41	6	76			
42		5		1	
43		15		2	
44		13			
45	6	86		1	
46		5		4	
47	3	17		1	
48	4	21		6	
49	13	77		5	
50		12		9	
51	3	14		3	
52		30		6	
53	9	78		3	
54	1	8		5	
55		20		6	
56	3	26		13	
57	15	61		5	
58	1	9		7	
59	5	27	1	9	
60		25		15	
61	17	67		9	
62	2	22		6	
63	4	42		3	
64	4	15		4	

給 号	職務の級				
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65	18	58		6	
66	1	24		3	
67	7	73		2	
68		20		2	
69	15	50		2	
70		16		1	
71		82	2		
72	2	20		1	
73	12	42			
74	1	27			
75	1	122	1		
76	3	17			
77	5	40			
78		32	1		
79	1	119			
80	1	20	1		
81	1	32			
82		27			
83	1	133			
84	1	23			
85	6	29			
86	1	17			
87	2	115	1		
88		11			
89		24	1		
90		13	2		
91	1	108	1		
92		20	1		
93	3	20			
94		16			
95		94			
96		8			
97	2	11			
98	1	19			
99	3	86			
100		11			
101	1	15			
102		30			
103	1	64			
104		11			
105	2	26			
106		50			
107	4	39			
108	1	11			
109		43			
110	2	48			
111	1	49			
112		32			
113		48			
114		43			
115		52			
116		40			
117	1	55			
118		51			
119		22			
120		49			
121		37			
122	1	42			
123	1	16			
124	1	38			
125	1	31			
126		22			
127		21			
128		8			

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
129	1	6			
130		6			
131	1	4			
132	1	3			
133	1				
134		4			
135	2	1			
136	3	1			
137	1				
138	1				
139	2				
140	1				
141	1				
142					
143	2				
144					
145					
146	1				
147	1				
148					
149					
150					
151	2				
152					
153					
計	233	3,892	12	140	75
				総 計	4,352

その6 教育職給料表(3) (県関係職員) (中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58			1		
59					
60					
61			1		
62				1	
63					
64					

号給	職務の級				
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65				2	
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75		1			
76		1			
77					
78					
79					
80					
81					
82		1			
83					
84					
85		2			
86					
87		1			
88					
89					
90					
91					
92		1			
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117		1			
118					
119		1			
120					
121		1			
122					
123		2			
124					
125					
126					
127					
128					

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
計	0	14	0	3	0
				総 計	17

その7 研究職給料表（試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		3			
6					
7		2			
8					
9		4			
10					
11					
12					
13		6			
14		1			
15					
16					
17		5			
18					
19					
20					
21		4	1		
22			1		
23		2			
24					
25	1	2			
26			1		
27		1	1		
28		1	1		
29		4	3		
30					
31		4	1		1
32		5	3		1
33		2	3		1
34		1	2		2
35		1	2		
36			1		2
37		1	2		1
38			3		
39		4	1		1
40			1		
41		2			
42				1	
43		2	3		1
44		1			
45		1	3	1	
46				2	
47			5	1	
48		1			
49		1	5	2	
50		1	1	2	1
51			3	3	
52			3	1	
53		4	4		
54		1	1		
55			2	2	
56			2	1	
57		2	1		
58			2	1	
59			5	1	
60				1	
61			3	1	
62					
63			3		
64		1	2	1	



職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
65					
66			1	1	
67			1	3	
68			1	2	
69			2	1	
70			1	1	
71			2		
72			1	3	
73			1	12	
74			2		
75					
76					
77			1		
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85			1		
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	1	70	89	44	11
				総 計	215

その8 医療職給料表(1) (保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7		1		
8				
9	3			
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				1
18				
19				
20				
21				
22		1		
23				
24				
25				
26				
27			1	
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				1
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41			1	1
42				
43				1
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52			1	1
53				
54				3
55			1	
56				
57			1	1
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				1

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74		1		
75				
76				
77				
78			1	
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	3	3	6	10
			総 計	22

その9 医療職給料表(2) (県関係職員) (保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、  
栄養士、獣医師その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8							
9		2					
10							
11							
12							
13							
14							
15		3					
16		1					
17		2					
18							
19		2					
20			1				
21		2					
22							
23			1				
24							
25		1			1		
26							
27		1			2		1
28		1					
29							
30							2
31		3			3		1
32		1	1				
33		2	1		2		1
34		1	2		1		1
35		2	1		2		
36					1		
37		2	1	1			
38			1				
39			1		2		
40		1					
41			1		1		1
42							
43			2		1		
44			1			1	
45		1			1		
46					2		
47					3		
48					2	1	
49					1		
50			2		1	1	
51				1		1	
52						1	
53		1					
54						1	
55		1	1	1	1		
56					1		
57			1		1		
58					1		
59						2	
60					1	2	
61						1	
62							
63			1				
64						1	

給 号	職務の級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65		1	1	1	1	1	
66							
67			1		3		
68							
69				1			
70							
71							
72					1		
73							
74							
75					1		
76					2		
77		1		1			
78							
79							
80							
81							
82							
83		1		1			
84				1	1		
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102				1			
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	34	21	10	39	13	7
						総計	124

その10 医療職給料表(3) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
65						
66						
67						
68				1		
69				1		
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76				1		
77						
78						
79				1	1	
80					1	
81				1		
82				2	3	
83						
84					1	
85					2	
86						
87					1	
88				1	2	
89					3	
90					4	
91				1	5	
92				1	1	
93					5	
94						
95						
96				1		
97						
98						
99						
100						
101				1		
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						

号給	職務の級					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	21	17	14	29	2
					総計	83



その11 行政職給料表（市町村立学校職員）（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25			3						
26			2						
27	3	4							
28	3								
29	2	4		1					
30	2	1							
31	6	1		1					
32	2	3		2					
33	5	2		1					
34	3	2		2					
35	10								
36	5	2		3					
37	6	2		3					
38	2	1		2					
39	4	5		2					
40	6	1		2					
41	12	1		3					
42	8	3		1					
43	7			4					
44	1		1	3					
45	10	2	1	2					
46	3	3	1	1					
47	6	2	1	5					
48	2	1	2	2					
49	4	2	1	1					
50	6	2		1					
51	5	1		3					
52	2	2		2					
53	1	2		1					
54	1			3					
55	1	1		4					
56	1	3		4					
57		2		4					
58	2	1		4					
59		1		3					
60	1								
61	3	1		4					
62	2			1					
63			1	8					
64			1	2					

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65				3					
66				2	1				
67			1	1					
68				3					
69			1	1					
70				1					
71				1					
72									
73					1				
74					3				
75					1				
76					1				
77				1					
78				2	1				
79				1	3				
80					2				
81				1	1				
82					2				
83				3	3				
84					2				
85					14				
86					5				
87									
88									
89				1	1				
90				1					
91				1					
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	137	63	11	108	41	0	0	0	0
							総計		360

その12 教育職給料表(3)(市町村立学校職員) (中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					1
7					
8					
9					1
10					4
11					2
12					4
13					3
14			37		7
15			5		11
16			1		14
17			12		19
18			48		20
19			4		18
20			8		22
21			16		16
22			70		23
23			3		36
24			3		15
25			14		27
26			62		27
27			8		19
28			14		13
29			30		10
30			63		21
31			7		9
32			28		10
33			24		17
34			84		4
35			8		3
36			30		2
37			31		3
38			96		
39			11		
40			34	1	
41			32		
42			117		
43			8		
44			24		
45			15	1	
46			124		
47			17		
48			53	1	1
49			27		
50			113		1
51			14		
52			33		3
53			22		1
54			89		1
55			22		1
56			47		1
57			10	1	2
58			97		1
59			25		8
60			55		3
61			32		7
62			99		6
63			30	1	5
64			59	1	12
65			25	1	5

号給	職務の級				
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65		76		10	
66		28		10	
67		47		13	
68		28		11	
69		63		17	
70		41		21	
71		50		14	
72		37		29	
73		59		18	
74		32		34	
75		58	1	27	
76		38		24	
77		70	1	22	
78		35		22	
79		58	1	20	
80		45		16	
81		64	1	8	
82		40	1	13	
83		72	1	9	
84		48		3	
85		60		8	
86		42		2	
87		88		2	
88		45	1		
89		65			
90		46			
91		81		2	
92		56		1	
93		59			
94		47			
95		80			
96		43			
97		56			
98		35			
99		56			
100		54			
101		59			
102		20			
103		69			
104		48			
105		73			
106		37			
107		79			
108		31			
109		56			
110		39			
111		65			
112		44			
113		79			
114		53			
115		67			
116		61			
117		64			
118		70			
119		64			
120		52			
121		77			
122		78			
123		94			
124		83			
125		91			
126		76			
127		78			
128		90			

給 号	職務の級				
	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
129		83			
130		69			
131		71			
132		87			
133		65			
134		82			
135		72			
136		72			
137		64			
138		45			
139		36			
140		51			
141		37			
142		30			
143		23			
144		18			
145		11			
146		2			
147					
148		1			
149		2			
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
計	0	6,560	12	416	381
				総 計	7,369

その13 医療職給料表(2) (市町村立学校職員) (中学校及び小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5		1					
6		1					
7							
8		1					
9		4					
10							
11		1					
12							
13		2					
14							
15		1					
16		1					
17		2					
18							
19		4	2				
20		2					
21		2	3				
22		1					
23		1					
24		1	1				
25		5	1				
26							
27		1	2				
28							
29		2					
30		1	1				
31		1	1				
32		2					
33			1				
34		4					
35							
36		1	1				
37							
38			1				
39							
40							
41							
42							
43			1				
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53			1				
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60			1				
61							
62							
63				1			
64							

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65							
66							
67							
68			1				
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80					1		
81				2			
82				1			
83							
84							
85							
86							
87							
88				1			
89							
90							
91							
92							
93				1			
94							
95				1			
96				1			
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	42	18	8	1	0	0
						総計	69

その14 第1号任期付研究員

招へいされて高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事する職員に適用

号 給	人	員
		人
1		
2	1	
3	1	
4		
5	1	
6	1	
総 計	4	

その15 任期付職員

任期を定めて採用された職員に適用

行政職給料表適用

職務の級	号 給	人	員
			人
1	6	1	
1	34	1	
2	36	1	
2	79	1	
2	97	1	
4	43	1	
総 計		6	

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

(平成27年職員給与等実態調査)

職務の級 給料表	計	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行政 職	40				40						
海 事 職	3				3						
教 育 職 (2)	44	22	22								
教 育 職 (3)	40		40								
研 究 職	4				4						
医 療 職 (2)	2					2					
給 料 表 計	133										

(注) 該当人員0の級は空欄とし、また、ここに示されていない給料表の該当人員は0である。

その2 短時間勤務職員

(平成27年職員給与等実態調査)

職務の級 給料表	計	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行政 職	170		1		168	1					
公 安 職	17				3	10	2		2		
教 育 職 (3)	9		9								
研 究 職	2				2						
医 療 職 (2)	4					4					
医 療 職 (3)	4					4					
給 料 表 計	206										

(注) 該当人員0の級は空欄とし、また、ここに示されていない給料表の該当人員は0である。



## 2 民間給与関係

# 平成27年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となっている職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

## 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与と民間従業員の給与とを比較・検討するため、平成27年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

## 2 調査機関

本委員会及び人事院

## 3 調査の範囲

### (1) 調査対象事業所

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス業（中分類の郵便局に分類されるものを除く。）、サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）に分類された323事業所。

### (2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種。うち、初任給関係職種18職種）

### (3) 調査実人員

調査実人員は5,076人（うち、初任給関係471人）で、うち行政職に相当する職種に係る調査実人員は4,230人（うち、初任給関係413人）である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は20,328人で、うち行政職に相当するものは10,349人である。

## 4 調査対象の抽出

### (1) 事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を産業、企業規模、組織によって13層に層化し、これらの層から139事業所を無作為抽出法によって抽出した。

### (2) 従業員の抽出

従業員の抽出は、臨時の従業員及び役員は全て除外した。また、初任給関係職種以外の調査対象職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、無作為に抽出した。

## 5 集計

総計及び平均値の算出に際しては、全て従業員の抽出率の逆数を乗じることにより母集団に還元した。

第13表 産業別、規模別調査事業所数

(平成27年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上500人未満	100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	123	32	59	32	
農 業、林 業、漁 業	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	15	3	9	3	
製 造 業	15	0	10	5	
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	29	11	8	10	
卸 売 業、小 売 業	23	5	11	7	
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	8	4	1	3	
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	33	9	20	4	

- (注) 1 上記調査対象事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が4所、調査不能の事業所が12所あった。
- 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業(郵便局に分類されるものを除く)及びサービス業(他に分類されないもの)(宗教及び外国公務に分類されるものを除く)である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上500人未満	100人未満	
		円	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大 学 卒	165,372	165,096	165,820	164,762
		短 大 卒	137,768	137,769	137,450	138,817
		高 校 卒	136,169	134,904	137,710	133,000
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	174,633	197,000	164,921	157,620
		短 大 卒	148,064	172,000	145,817	146,100
		高 校 卒	146,907	157,300	131,224	143,594
	新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	169,307	170,938	165,621	163,061
		短 大 卒	139,040	138,783	139,080	139,546
		高 校 卒	139,576	145,435	136,560	137,238

- (注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額であり、採用のある事業所について平均したものである。

第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
支 店 長	3	52.1	655,941	4,156	651,785	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄を参照のこと。	
大 学 卒	*	*	*	*	*			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
工 場 長	—	—	—	—	—			構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	—	—	—	—	—			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	—	—	—	—	—			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 長	160	51.6	507,695	299	507,396			2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	103	51.5	531,512	286	531,226			
短 大 卒	16	51.8	449,865	0	449,865			
高 校 卒	37	51.9	470,558	202	470,356			
中 学 卒	4	51.9	478,333	2,654	475,679			
技 術 部 長	40	49.9	492,216	24	492,192			
大 学 卒	24	50.5	508,868	40	508,828			
短 大 卒	8	52.1	463,938	0	463,938			
高 校 卒	8	45.3	469,837	0	469,837			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	116	50.3	548,399	341	548,058	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められるも部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)		
大 学 卒	78	50.3	602,631	275	602,356			
短 大 卒	16	48.9	426,687	1,079	425,608			
高 校 卒	21	51.4	448,197	0	448,197			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技 術 部 次 長	40	51.6	589,214	315	588,899			
大 学 卒	32	50.8	581,079	0	581,079			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	6	56.1	593,779	2,151	591,628			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								円
事 務	事 務 課 長	209	48.1	447,018	3,327	443,691	2係以上又は 構成員10人以上の課の長 職能資格等が 上記課の長と 同等と認めら れる課の長及 び課長級専門 職	本表2規模500 人以上、本表 3 規模100人 以上500人未 満及び本表4 規模100人未 満の対応級欄 を参照のこと。
	大 学 卒	122	47.2	484,712	2,070	482,642		
	短 大 卒	30	47.8	397,207	2,454	394,753		
	高 校 卒	51	49.4	396,633	6,798	389,835		
	中 学 卒	6	57.8	360,740	1,918	358,822		
	技 術 課 長	87	48.2	456,441	2,442	453,999		
	大 学 卒	52	48.4	446,502	190	446,312		
	短 大 卒	16	47.6	474,108	226	473,882		
	高 校 卒	19	48.2	470,375	10,753	459,622		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術	事 務 課 長 代 理	128	46.3	444,230	13,430	430,800	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び課 長代理級専門職 中間職（課長一 係長間）	
	大 学 卒	66	43.7	489,795	18,707	471,088		
	短 大 卒	27	47.1	358,046	2,777	355,269		
	高 校 卒	35	51.5	413,194	10,373	402,821		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
関 係	技 術 課 長 代 理	75	48.4	482,667	16,811	465,856		
	大 学 卒	41	47.7	464,855	19,864	444,991		
	短 大 卒	6	49.5	448,256	13,242	435,014		
	高 校 卒	28	49.2	517,578	13,076	504,502		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
職 種	事 務 係 長	300	43.7	387,898	51,063	336,835	係の長及び係 長級専門職	
	大 学 卒	159	42.9	414,516	63,121	351,395		
	短 大 卒	63	44.2	332,158	28,410	303,748		
	高 校 卒	77	45.0	377,723	44,073	333,650		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 係 長	141	42.4	476,060	71,684	404,376		
	大 学 卒	80	41.5	468,603	66,898	401,705		
	短 大 卒	22	43.0	416,099	49,222	366,877		
	高 校 卒	39	43.9	524,222	93,911	430,311		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	381	42.0	347,521	46,741	300,780	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を要する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄を参照のこと。
	大 学 卒	145	39.7	378,719	60,011	318,708		
	短 大 卒	118	41.5	307,722	42,955	264,767		
	高 校 卒	117	45.5	343,883	32,887	310,996		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 主 任	220	40.4	424,613	67,512	357,101		
	大 学 卒	76	38.4	432,492	79,079	353,413		
	短 大 卒	35	41.9	344,384	35,815	308,569		
	高 校 卒	108	41.6	442,472	67,943	374,529		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 員	1,107	35.1	260,199	33,614	226,585		
	大 学 卒	503	32.6	287,866	44,363	243,503		
	短 大 卒	334	37.2	225,652	21,517	204,135		
	高 校 卒	269	38.0	243,625	25,579	218,046		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 係 員	579	32.7	285,260	39,226	246,034		
	大 学 卒	232	32.9	294,334	40,265	254,069		
	短 大 卒	168	33.9	256,487	31,755	224,732		
	高 校 卒	175	31.4	301,405	45,607	255,798		
	中 学 卒	4	37.9	244,187	9,508	234,679		

(注)「\*」は、調査実人員が2人以下の場合である。(以下、本表において同じ。)

2 規模500人以上

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	3	52.1	655,941	4,156	651,785	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職9級
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 長	事 務 部 長	42	52.6	637,449	260	637,189	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	29	53.1	696,704	91	696,613		
	短 大 卒	3	53.8	427,034	0	427,034		
	高 校 卒	10	50.7	518,231	855	517,376		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 長	技 術 部 長	5	52.4	902,344	0	902,344		
	大 学 卒	5	52.4	902,344	0	902,344		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	51	50.6	691,626	0	691,626	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	
	大 学 卒	42	50.1	723,620	0	723,620		
	短 大 卒	3	50.4	460,842	0	460,842		
	高 校 卒	5	55.0	567,817	0	567,817		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 部 次 長	17	51.3	827,658	0	827,658		
	大 学 卒	13	50.8	826,160	0	826,160		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	3	54.0	833,930	0	833,930		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長	94	48.2	545,401	5,006	540,395	2係以上又は 構成員10人以上の課の長 職能資格等が 上記課の長と 同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職7級、8級
	大 学 卒	58	47.6	600,837	2,327	598,510		
	短 大 卒	16	47.2	431,597	0	431,597		
	高 校 卒	18	50.3	477,540	17,256	460,284		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 課 長	23	48.8	661,747	6,288	655,459		
	大 学 卒	11	47.0	698,228	0	698,228		
	短 大 卒	4	48.6	665,490	13	665,477		
	高 校 卒	8	51.4	607,439	19,053	588,386		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長 代 理	64	47.2	530,899	4,965	525,934	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職中間職（課長一係長級）	行政職5級、6級
	大 学 卒	33	44.1	589,605	6,439	583,166		
	短 大 卒	11	46.5	451,170	0	451,170		
	高 校 卒	20	54.3	446,962	4,510	442,452		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 課 長 代 理	35	46.2	611,405	1,279	610,126		
	大 学 卒	16	42.9	603,949	300	603,649		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	17	48.7	615,846	2,353	613,493		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	68	42.2	547,694	107,043	440,651	係の長及び係長級専門職	行政職3級、4級
	大 学 卒	42	41.4	585,222	129,313	455,909		
	短 大 卒	6	45.7	499,141	52,361	446,780		
	高 校 卒	19	42.9	472,277	68,585	403,692		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 係 長	69	42.7	569,967	87,153	482,814		
	大 学 卒	39	41.6	554,586	76,377	478,209		
	短 大 卒	7	45.3	591,599	101,947	489,652		
	高 校 卒	23	44.0	590,261	101,481	488,780		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		



職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職2級 (一部は3級、4級)
	大 学 卒	168	41.9	418,836	75,108	343,728		
	短 大 卒	71	39.2	451,300	93,009	358,291		
	高 校 卒	39	41.3	374,569	80,511	294,058		
	中 学 卒	58	46.2	397,692	44,904	352,788		
	—	—	—	—	—	—		
	技 術 主 任	120	39.9	481,683	84,121	397,562		
	大 学 卒	35	37.6	508,092	104,333	403,759		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	83	41.2	466,271	72,853	393,418		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 員	384	34.3	290,332	49,606	240,726		行政職1級
	大 学 卒	202	33.5	316,416	60,171	256,245		
	短 大 卒	100	36.6	243,932	31,712	212,220		
	高 校 卒	82	34.1	268,823	39,866	228,957		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 係 員	125	29.7	370,511	65,648	304,863		
	大 学 卒	46	31.6	383,267	63,746	319,521		
	短 大 卒	12	28.7	347,939	63,029	284,910		
	高 校 卒	67	28.5	364,360	67,441	296,919		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

3 規模100人以上500人未満

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職7級、8級
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
	工 場 長	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
事 務 部 長	89	51.0	480,260	420	479,840	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
大 学 卒	60	50.8	486,448	445	486,003		
短 大 卒	9	49.8	449,599	0	449,599		
高 校 卒	17	52.6	472,235	0	472,235		
中 学 卒	3	49.8	495,023	3,601	491,422		
技 術 部 長	23	49.5	436,288	0	436,288		
大 学 卒	13	50.2	412,536	0	412,536		
短 大 卒	5	52.2	486,316	0	486,316		
高 校 卒	5	43.4	448,760	0	448,760		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 次 長	49	50.6	460,606	778	459,828	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	
大 学 卒	29	50.9	483,311	710	482,601		
短 大 卒	8	50.0	442,766	2,102	440,664		
高 校 卒	12	50.4	420,845	0	420,845		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 次 長	17	52.4	448,363	0	448,363		
大 学 卒	14	51.5	452,036	0	452,036		
短 大 卒	*	*	*	*	*		
高 校 卒	*	*	*	*	*		
中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								円
事 務	事 務 課 長	102	48.2	373,056	1,567	371,489	2係以上又は 構成員10人以上の課の長 職能資格等が 上記課の長と 同等と認めら れる課の長及 び課長級専門 職	行政職5級、6級
	大 学 卒	59	46.9	384,265	1,817	382,448		
	短 大 卒	11	47.9	358,239	0	358,239		
	高 校 卒	28	49.7	355,002	1,569	353,433		
	中 学 卒	4	57.8	383,994	2,623	381,371		
	技 術 課 長	44	48.9	402,165	1,797	400,368		
	大 学 卒	28	48.9	400,167	287	399,880		
	短 大 卒	7	48.7	405,882	0	405,882		
	高 校 卒	9	48.8	405,935	7,600	398,335		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 関 係	事 務 課 長 代 理	52	44.3	371,124	26,072	345,052	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び課 長代理級専門職 中間職（課長一 係長間）	行政職4級
	大 学 卒	31	42.3	377,857	35,139	342,718		
	短 大 卒	9	45.6	321,919	0	321,919		
	高 校 卒	12	48.7	390,167	21,704	368,463		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 課 長 代 理	31	51.0	384,518	33,366	351,152		
	大 学 卒	18	51.5	391,402	36,789	354,613		
	短 大 卒	4	49.3	363,484	19,407	344,077		
	高 校 卒	9	50.9	379,635	32,513	347,122		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
職 種	事 務 係 長	175	44.7	342,212	33,902	308,310	係の長及び係 長級専門職	行政職3級
	大 学 卒	89	44.3	347,170	36,356	310,814		
	短 大 卒	38	44.1	321,820	23,577	298,243		
	高 校 卒	48	45.8	349,439	37,663	311,776		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 係 長	40	43.0	401,549	76,605	324,944		
	大 学 卒	25	42.8	394,394	70,795	323,599		
	短 大 卒	4	41.0	363,688	58,654	305,034		
	高 校 卒	11	44.4	436,289	99,327	336,962		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職2級 (一部は3級)
	大 学 卒	128	41.0	291,386	24,925	266,461		
	短 大 卒	54	39.1	286,834	18,648	268,186		
	高 校 卒	43	41.6	284,546	30,004	254,542		
	中 学 卒	30	42.6	306,330	29,846	276,484		
		*	*	*	*	*		
	技 術 主 任	57	42.0	342,305	41,054	301,251		
	大 学 卒	21	39.1	310,447	34,721	275,726		
	短 大 卒	19	43.3	348,228	31,039	317,189		
	高 校 卒	17	44.5	377,665	60,953	316,712		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 係 員	511	34.7	239,142	22,808	216,334	行政職1級		
大 学 卒	220	31.4	265,426	30,079	235,347			
短 大 卒	170	36.8	212,620	15,984	196,636			
高 校 卒	121	37.8	227,452	18,811	208,641			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
技 術 係 員	291	33.4	255,875	34,406	221,469			
大 学 卒	122	32.7	263,814	36,661	227,153			
短 大 卒	103	33.8	248,157	32,538	215,619			
高 校 卒	64	33.8	254,421	34,545	219,876			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

## 4 規模100人未満

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職6級、7級
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
	工 場 長	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
事 務 部 長	29	51.9	426,345	6	426,339	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
大 学 卒	14	50.9	413,253	12	413,241		
短 大 卒	4	54.7	464,225	0	464,225		
高 校 卒	10	51.6	429,002	0	429,002		
中 学 卒	*	*	*	*	*		
技 術 部 長	12	49.9	456,896	80	456,816		
大 学 卒	6	49.8	453,038	160	452,878		
短 大 卒	3	51.9	422,120	0	422,120		
高 校 卒	3	48.0	499,390	0	499,390		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 次 長	16	48.7	386,113	85	386,028	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	
大 学 卒	7	49.3	371,571	195	371,376		
短 大 卒	5	46.4	384,100	0	384,100		
高 校 卒	4	50.8	414,078	0	414,078		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 次 長	6	50.2	424,696	2,083	422,613		
大 学 卒	5	49.0	434,695	0	434,695		
短 大 卒	—	—	—	—	—		
高 校 卒	*	*	*	*	*		
中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								円
事務	事務課長	13	46.9	375,580	5,649	369,931	2係以上又は 構成員10人以上の課の長 職能資格等が 上記課の長と 同等と認めら れる課の長及 び課長級専門 職	行政職5級
	大学卒	5	47.2	386,421	2,167	384,254		
	短大卒	3	49.7	399,883	20,867	379,016		
	高校卒	5	45.0	350,157	0	350,157		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	20	46.1	385,814	230	385,584		
	大学卒	13	48.0	379,781	91	379,690		
	短大卒	5	45.4	413,725	685	413,040		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技 術 関 係	事務課長代理	12	49.9	291,460	6,391	285,069	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び課 長代理級専門職 中間職（課長一 係長間）	行政職4級
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	7	49.7	278,336	9,654	268,682		
	高校卒	3	45.9	312,159	1,171	310,988		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	9	45.9	379,488	7,379	372,109		
	大学卒	7	46.5	373,642	9,487	364,155		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
職 種	事務係長	57	43.0	298,944	23,202	275,742	係の長及び係 長級専門職	行政職3級
	大学卒	28	41.5	293,058	17,914	275,144		
	短大卒	19	43.8	292,518	29,062	263,456		
	高校卒	10	45.5	327,634	26,875	300,759		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	32	40.6	309,214	21,635	287,579		
	大学卒	16	39.1	316,586	29,722	286,864		
	短大卒	11	41.8	294,895	2,545	292,350		
	高校卒	5	42.8	317,126	37,754	279,372		
	中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職2級 (一部は3級)
	85	43.7	275,968	17,571	258,397			
	大 学 卒	20	43.6	294,110	20,541	273,569		
	短 大 卒	36	41.5	267,451	20,253	247,198		
	高 校 卒	29	46.7	274,028	12,192	261,836		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 主 任	43	40.4	314,874	39,135	275,739		
	大 学 卒	20	40.2	345,915	54,336	291,579		
	短 大 卒	14	40.8	302,643	32,503	270,140		
	高 校 卒	8	40.9	266,635	17,631	249,004		
中 学 卒	*	*	*	*	*			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 員	212	38.8	226,893	14,944	211,949		行政職1級
	大 学 卒	81	32.3	229,937	18,019	211,918		
	短 大 卒	64	39.5	223,368	15,049	208,319		
	高 校 卒	66	45.9	226,667	11,269	215,398		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 係 員	163	34.8	253,670	19,981	233,689		
	大 学 卒	64	34.8	263,671	21,149	242,522		
	短 大 卒	53	35.5	252,879	21,901	230,978		
	高 校 卒	44	33.5	241,075	16,142	224,933		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		

その2 給与比較の対象外職種

規模計

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)	
技能・ 労務関係 職種	人	歳	円	円	円	
電話交換手	*	*	*	*	*	電話交換手は、見習、外国語の電話交換手を除く。  業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
自家用自動車運転手	*	*	*	*	*	
守 衛	—	—	—	—	—	
用 務 員	—	—	—	—	—	
海 事 関 係 職 種						港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員
船長・機関長	—	—	—	—	—	
一等航海士・機関士	—	—	—	—	—	
二等航海士・機関士	—	—	—	—	—	
三等航海士・機関士	—	—	—	—	—	
運 航 士	—	—	—	—	—	
甲板長・操機長	—	—	—	—	—	
甲板手・操機手	—	—	—	—	—	
甲板員・機関員	—	—	—	—	—	



職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A) - (B)	
教 育 関 係	大学学長・副学長・ 学 部 長	*	*	*	*	*
	大 学 教 授	5	59.0	492,250	0	492,250
	大 学 准 教 授	4	43.5	421,425	0	421,425
	大 学 講 師	*	*	*	*	*
	大 学 助 教	—	—	—	—	—
職 種	高 等 学 校 校 長	*	*	*	*	*
	高 等 学 校 教 頭	*	*	*	*	*
	高 等 学 校 教 諭	22	42.8	536,105	0	536,105
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	— 構成員50人以上の 研究所の長（取締役 兼任者を除く。）
	研 究 部（課）長	—	—	—	—	— 2室（係）以上又 は構成員7人以上 の部（課）の長
	研 究 室（係）長	—	—	—	—	— 構成員3人以上の 室（係）の長
	主 任 研 究 員	—	—	—	—	— 下位研究員より上 位の者（研究所長 の職名を有する者、 上記研究部（課） 長及び研究室（係） 長）を除く。
	研 究 員	—	—	—	—	—
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年 4 月分平均支給額			備 考	
			きま って 支給 する 給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							円
医  療  関  係  職  種	病 院 長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯 科医師5人以上
	副 院 長	3	57.0	1,668,667	50,000	1,618,667	上記病院長に事故 等のあるときの職 務代行者
	医 科 長	13	49.5	1,302,023	85,577	1,216,446	部下に医師又は歯 科医師1人以上
	医 師	37	39.3	1,047,530	129,629	917,901	
	歯 科 医 師	*	*	*	*	*	
	薬 局 長	7	51.8	551,843	45,375	506,468	部下に薬剤師2人 以上
	薬 剤 師	26	36.8	360,456	49,682	310,774	
	診 療 放 射 線 技 師	31	41.3	344,768	33,349	311,419	
	臨 床 検 査 技 師	49	43.7	319,798	31,110	288,688	
	栄 養 士	20	38.0	260,399	5,599	254,800	
理 学 療 法 士	49	33.5	284,773	3,091	281,682		
作 業 療 法 士	67	34.2	264,629	2,355	262,274		
総 看 護 師 長	6	53.8	475,730	2,833	472,897	部下に看護師長5 人以上	
看 護 師 長	67	48.1	381,563	4,232	377,331	部下に看護師又は 准看護師5人以上	
看 護 師	239	39.9	316,821	38,918	277,903		
准 看 護 師	132	46.2	265,354	34,558	230,796		

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

企業規模	項目	管 理 職 (課長級)		一 般 従 業 員 (係 員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%
	規 模 計	64.1	35.9	65.0	35.0
	500人以上	67.0	33.0	64.3	35.7
	100人以上500人未満	71.2	28.8	72.5	27.5
	100人未満	43.2	56.8	50.3	49.7

### 3 標準生計費及び 労働経済指数

第17表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成27年4月分）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	23,960	29,350	39,480	49,600	59,740
住居関係費	44,620	60,180	52,020	43,860	35,700
被服・履物費	4,150	5,210	6,850	8,490	10,130
雑費Ⅰ	20,130	27,120	41,200	55,290	69,370
雑費Ⅱ	6,640	13,560	15,480	17,390	19,310
合計	99,500	135,420	155,030	174,630	194,250

平成27年4月の標準生計費算定方法

- 1 標準生計費の各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金）

- 2 2人～5人世帯については、家計調査における平成27年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、那覇市と全国の平均4人値から各費目別標準生計費を算定した。

第18表 労働経済指標

項目 年度 年月	① 実質国内総生産 (GDP)	② 常用雇用指数前年比 (調査産業計)	③ 有効求人倍率 (季調値)	④ 完全失業率 (季調値)	⑤ きまって支給する給与 (調査産業計)				⑥ うち所定内給与 (調査産業計)				⑦ 総実労働時間 (調査産業計)		
	前年度比・前期比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	(倍)	(%)	全 国		沖 縄 県		全 国		沖 縄 県		全国	沖縄県	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	
平成25年度	2.1	0.0	0.97	3.9	289.5	0.1	227.7	1.4	264.6	△ 0.3	211.7	1.3	149.5	150.8	
26年度	△0.9	0.5	1.11	3.6	290.8	0.3	231.1	1.5	265.4	0.2	214.4	1.3	149.3	150.5	
平成26年4月	△2.0	0.4	1.08	3.6	294.9	0.7	233.8	1.8	268.3	0.2	216.6	1.4	153.5	157.0	
5月		0.3	1.09	3.6	290.8	0.8	229.1	0.7	265.7	0.5	212.9	0.5	147.5	149.6	
6月		0.4	1.10	3.7	291.9	0.9	231.2	1.8	266.9	0.7	214.6	1.0	152.9	152.1	
7月		0.5	1.10	3.7	291.9	1.2	230.3	1.5	266.6	0.9	213.5	0.9	155.6	152.5	
8月		0.5	1.10	3.5	290.7	0.8	229.9	1.2	266.2	0.7	212.9	0.7	145.2	151.0	
9月		0.4	1.10	3.6	291.7	1.1	229.1	1.6	267.3	1.0	213.4	1.2	148.2	149.6	
10月		0.3	1.10	3.5	292.9	0.8	232.5	2.7	267.2	0.7	216.8	2.9	153.7	152.0	
11月		0.3	1.12	3.5	292.4	0.7	232.1	1.7	266.2	0.5	214.7	1.3	149.1	147.9	
12月		0.4	1.14	3.4	292.9	1.0	232.3	1.9	266.5	1.0	215.1	1.4	147.9	150.4	
平成27年1月		1.1	0.7	1.14	3.6	286.0	△0.6	227.8	0.0	260.8	△0.7	210.8	0.0	141.4	144.9
2月			0.9	1.15	3.5	285.6	△1.0	227.0	0.9	260.5	△1.0	209.4	0.8	145.4	144.4
3月			0.6	1.15	3.4	288.2	△1.1	238.2	2.2	262.9	△0.9	221.9	2.9	150.4	154.8
4月	(p) △0.3	1.0	1.17	3.3	292.5	△0.8	242.4	3.7	266.5	△0.7	223.5	3.2	155.8	158.5	
5月		0.9	1.19	3.3	286.8	△1.4	234.9	2.5	262.6	△1.2	218.3	2.5	143.0	145.8	
資料出所	内閣府	厚生労働省	総務省	厚生労働省											

(注) 1 (P)の付されている数値は速報値である。  
 2 ①は平成17年暦年連鎖価格、②、⑤、⑥、⑧、⑩、⑪は平成22年基準である。  
 3 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30以上の数値である。  
 4 ⑨の全国は農林漁家世帯を除く数値、那覇市は農林漁家世帯を含む数値である。  
 5 ⑨、⑩の平成25年度、26年度の欄は、それぞれ平成25暦年、26暦年の数値である。

⑧ 所定外労働時間 (調査産業計)		⑨ 消 費 支 出								⑩ 消費者物価総合 指数前年比		⑪ 国内企業 物 価 前 年 比	項 目  年 度 月
		全 国				那 覇 市				全国	那覇市		
全国	沖縄県	二人以上の世帯		うち勤労者世帯		二人以上の世帯		うち勤労者世帯		前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	
(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	
12.6	9.9	290.8	1.5	318.7	1.4	239.7	5.1	275.3	9.2	0.9	0.9	1.9	平成25年度
12.8	10.4	291.9	0.4	318.7	0.0	225.9	△5.8	256.2	△7.0	2.9	2.8	2.8	26年度
13.4	10.6	302.6	△0.6	329.5	△3.1	234.9	△10.2	260.6	△16.6	3.4	2.8	4.2	平成26年4月
12.5	10.2	272.2	△3.9	293.5	△4.7	204.7	△13.4	232.3	△17.0	3.7	3.1	4.4	5月
12.4	9.9	273.8	1.2	296.0	△0.1	232.1	△2.6	252.7	△6.8	3.6	3.3	4.5	6月
12.6	10.6	280.7	△5.9	311.5	0.5	230.8	△7.7	262.9	△11.1	3.4	3.1	4.4	7月
12.0	10.2	282.9	△0.9	306.1	△2.1	218.5	△13.4	248.5	△10.7	3.3	3.1	4.0	8月
12.4	9.6	276.4	△1.6	303.6	△3.5	219.3	△5.3	251.3	△1.5	3.2	3.3	3.6	9月
12.8	9.4	288.3	△0.6	314.5	0.1	231.2	1.7	283.6	18.2	2.9	3.0	2.9	10月
13.0	10.1	280.9	△0.2	306.2	2.1	203.6	△6.2	230.6	△2.9	2.4	2.6	2.6	11月
13.4	11.0	333.3	△0.4	357.8	△0.1	236.8	△16.2	284.9	△9.0	2.4	2.6	1.8	12月
12.7	10.6	289.3	△2.9	320.0	△1.8	229.3	2.0	290.2	20.2	2.4	2.2	0.3	平成27年1月
12.8	10.7	266.3	△0.5	291.4	△1.1	231.3	3.9	295.5	15.1	2.2	2.1	0.4	2月
13.3	11.4	318.3	△7.9	352.2	△8.4	254.1	1.2	299.6	11.5	2.3	2.1	0.7	3月
13.4	10.8	301.1	△0.5	333.1	1.1	221.0	△5.9	258.7	△0.7	0.6	0.5	△2.1	4月
12.5	9.7	287.3	5.5	317.2	8.1	218.4	6.9	245.2	5.6	0.5	0.4	△2.2	5月
総 務 省												日本銀行	資料出所

平成27年 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成27年10月発行

編集・発行 沖縄県人事委員会  
沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
TEL 098-866-2546 FAX 098-866-2541  
印刷 (有)ドリーム印刷



- ・古紙配合率70%。白色度73%の再生紙を使用しています。
- ・この報告書は、600部作成し、1部当たりの印刷単価は1,458円（1円未満は切捨）です。